

人権学習
シリーズ
Vol. 9

あたりまえの根っこ

社会の意識とわたしの価値観



あたりまえの根っこ

社会の意識とわたしの価値観

CONTENTS(目次)

発刊にあたって	1
冊子の構成と使い方	1
『差別と社会』	2
用語解説	8
学習プログラム	
■しあわせになりたい!	10
■子どもとおとな、何が違う?	16
■あなたが大切にする 人としての中心軸は?	28
■知ることのできるゆたかな関係	40
ふりかえりシート	48
アンケート	49
人権学習シリーズの紹介	

発刊にあたって

生まれた時、私たちの意識や価値観は真っ白な状態ではなかったでしょうか。その後、成長していく中で、自分以外の人との関わりを深めていきます。家族や学校、趣味のグループ、職場など社会との接点はどんどん増えていきます。そして、人や社会との関わりの中で、家族や地域、社会の習慣やルールなどを身につけていきます。おとなになる過程は、私たちが社会で暮らす一員として、社会にあるさまざまな意識や価値観を「常識」「あたり前」として身につけていく過程でもあるといえます。

人はみな思いやりの心を持っていますし、人権侵害は良くないことだと考えているでしょう。しかし、その「常識」「あたり前」の中に差別や人権侵害につながるものが含まれる可能性があります。また、ひとたび自分の利害が絡んだり、自分が苦しい状況に置かれたりすると、その「常識」は「建前」となり、他者を「差別（人権侵害）してもかまわない存在と見なす」ということがあります。この「見なす」ことを支えているのが「常識」「あたり前」と言われる社会意識であったりするのです。

この教材では、私たちの暮らしの中にある習慣など「常識」「あたり前」とされてきたものがどのように培われてきたのか、その根底はどこにあるのかを考え、社会意識が差別や人権侵害につながる場合があることを考える内容となっています。

この教材が、わたしたち一人ひとりの意識や価値観をふりかえり、差別や人権侵害につながる社会意識に気づき、変えていくことで、居心地のよい社会をつくる一助になれば幸いです。

■ 冊子の構成と使い方

◆構成◆

プログラムの時間はすべて90分です。導入からまとめまでを入れた構成となっています。

「しあわせになりたい!」では、自分自身の価値観をふりかえり、社会における価値観を整理し、多様な人がそれぞれの価値観を大切にしながら暮らしていけるために大切なことを考えます。

「子どもとおとな、何が違う?」では、子どもとおとなの力関係について考え、体罰などのおとなによる不適切な力の行使と子どもの権利を考えます。

「あなたが大切にする 人としての中心軸は?」は、同和問題に関する忌避意識や差別意識について考え、差別的な態度につなげない方法や自分自身のあり方を考えます。

「知ることでつくるゆたかな関係」では、差別の現実を知らなければよかったではなく、知っていることでより豊かにつながろうとするあり方を考えます。

◆プログラムの表記◆



【時間】 そのアクティビティの所要時間と、1つのアクティビティの中での活動ごとの所要時間、アクティビティの積算時間が書かれています。

【ねらい】 なぜそのプログラムを提供し、なにを考えてもらうかが書かれています。

【キーワード】 そのプログラムで学んでほしい内容が簡潔に書かれています。

【準備物】 そのプログラムを実施する上で必要なものを示しています。

【プログラムの流れ】 プログラムを構成するアクティビティ名とその概要と所要時間を紹介し、90分のプログラムの流れをつかんでいただきます。

【詳細な手順】 「」は、ファシリテーターの話す内容を、「」は、ファシリテーターの動きが書かれています。

【ポイント】 アクティビティを進める上での補足説明、会場の形や板書の例、予測される参加者の反応とそれへの対応、ファシリテーターへの助言などが書かれています。

【ワークシート、資料】 参加者に配るワークシート、資料などをそのままコピーして使ってもらえるように掲載しています。

「差別と社会」

大阪市立大学名誉教授 野口 道彦

[1] 差別とは何か

差別とは何でしょうか。ある人は「これは、差別だ」といいますが、別の人は「差別ではなくて、区別だ」といって、意見が分かれることがよくあります。この差別と区別の違いの背景には、区別は「しても許されるもの」、差別は「してはいけないもの」というとらえ方があります。

では、1つの行為が、社会的にみて許されるのか、許されないのか。これらは、文化・宗教、価値観などによって大きく違います。また、時代によって大きく変化しています。長いスパンで見れば、過去から現在、未来と、人権のとらえ方は大きく進展しており、今の時代に生きる人が、差別だととらえていないことも、20年、30年後には、差別だととらえられることが起こるでしょう。その点、頭を柔軟にし、感性を磨いておかないと、次世代の人から、「古い、頭が固い」といわれるでしょう。

さて、差別とは、「(1)個人の特性によるのではなく、ある社会的カテゴリーに属しているという理由で、(2)合理的に考えて状況に無関係な事柄に基づいて、(3)異なった(不利益な)取扱いをすること」と定義できます。しかし、このような定義で、ある行為が差別かどうかという判定が、すぐにできるということではありません。

たとえば、「子ども」と「おとな」という区別があります。選挙権は20歳以上の「おとな」にあたえられ、「子ども」にはあたえられていません。これは、あきらかに上記の年齢の違い(1)によって、選挙権をあたえるかどうか異なった取扱い(3)をしています。個人の特性は無視して、政治のことをよく考えている16歳の高校生には選挙権はないが、政治にまったく無関心なおとなにはあたえられるということになります。これを差別と考えるのかどうかは、(2)の、そのような異なった取扱いは合理的なのかどうかの判断にかかっています。

今の日本では、これを差別だという人はごく少数です。つまり、「合理的だ」と考える人が多いからです。でも、なぜ、「合理的だ」と考えるのでしょうか。「法律でそう決まっているからだ」という人もいるでしょう。たしかに、この年齢制限は、法律によって裏打ちされています。しかし、そこで思考をストップさせるのではなく、どうして人々は、これを「合理的」と考えているのか、その根拠は何なのでしょう。このことを考えてみる必要があります。年齢を、20歳で区切るのはどのような根拠に基づいているのでしょうか。これも、将来、どう変わるか分かりません。少なくとも18歳や16歳に引き下げられていくでしょう。

何かの書類に男か女かチェックする欄が設けられていることが多いですね。なぜ、性別の記載が必要なのでしょう。最近では、性別の記載について性的マイノリティからの異議申し立てもなされるようになり、行政機関では不必要な性別記載を減らす動きもあります。

また、外国籍の人への参政権付与の問題も重要な政治的課題です。いくつかの自治体の住民投票条例では、定住の外国人に投票資格が認められるようになってきました。しかし、まだ選挙権は日本国籍をもつ人にしかあたえられていません。

このように、ほとんどの人が差別だとみなさない事柄でも、見方を変えれば矛盾しているのではないかと考えられるものもあります。このようなとらえ方は、時代や社会状況などによっても、変わっていきます。では、ほとんどの人が差別とみなさない状況は、なぜ生まれるのでしょうか。

それは、(1)と(3)との関係をつなぐ(2)に、この問題を解く鍵があります。つまり、差別とみなさない側は、(1)と(3)との関係を、理にかなったものだと考えています。逆に、「差別だ」と訴える側は、(1)と(3)との関係を不合理なものだと考えています。

どちらが正しいのか、それは一人の賢人が決めることではありません。

裁判で争うことになれば、世界人権宣言や憲法、さまざまな国際条約などによって判断されることもあるでしょう。しかし、重要なことは、マイノリティの自らの尊厳を守る血のにじむような闘いによって、一步一步、訴えが認められるようになってきたという事実です。

高邁こうまいなあるべき理念から導かれて、人権をめぐる法律がつけられたというよりは、マイノリティの主張や闘いがあり、それが人々に認められるようになって、ようやく条約や法律という形で表現されるようになったとみるべきでしょう。

[2] 社会規範と差別

ですから、マイノリティの主張の認められ方は、時代によって変わります。社会によって違いがみられます。考え方は、社会情勢によっても揺れています。しかし、差別のとらえ方に意見の一致がみられないからといって、「人権は難しい」と放り出してしまえば、面白さを逃してしまいます。意見の食い違いの中に、「人権の豊かさ」があります。

異なった取扱いも合理的だと考えて「納得がいく」とみるのか、「納得がいかない」とみるのか、さまざまな意見の食い違いの中に、人権感覚を豊かにするヒントが隠されています。皆が同じ意見だったら、人権を深く考えるきっかけをなくします。意見の違いの背景には、それぞれどんな見方をしているのかが浮かび上がってきます。自分がどのような価値観を大事にしているのか、気づくようになります。

ある行為が「差別である」として糾弾の対象となるのか、それとも、「単なる区別」だとして問題にならないのかは、社会規範がおおいに関係しています。

社会規範というのは、人々の行動に指針をあたえる価値基準や行動の基準であり、それに同調した考えには褒美ほうびがあたえられ、それに反する行動をとった者には罰があたえられます。褒美や罰といっても、母親の満足そうな表情、困った顔つきのような微妙なものから、刑罰といったはっきりと目に見えるものまで、有形無形、強弱、さまざまなレベルのものがああります。このような社会的報酬をとまなうことによって、人々は社会規範を学習し内面化していき、その結果、社会の秩序が保たれます。

社会規範の内容は、社会状況によって変化します。たとえば、南アフリカ、アパルトヘイトの時代では、黒人と白人は隔離され、職場、居住地、公共施設などあらゆるところで分離した生活をおこなうことが法によって決まっていた。しかし、スティーヴ・ビコによる反アパルトヘイト運動の展開により、アパルトヘイトは廃止され、1994年にはネルソン・マンデラが大統領に当選しました。

また、社会規範は一枚岩ではなく、集団によっては社会全体の規範と異なる集団規範が維持されていることがあります。

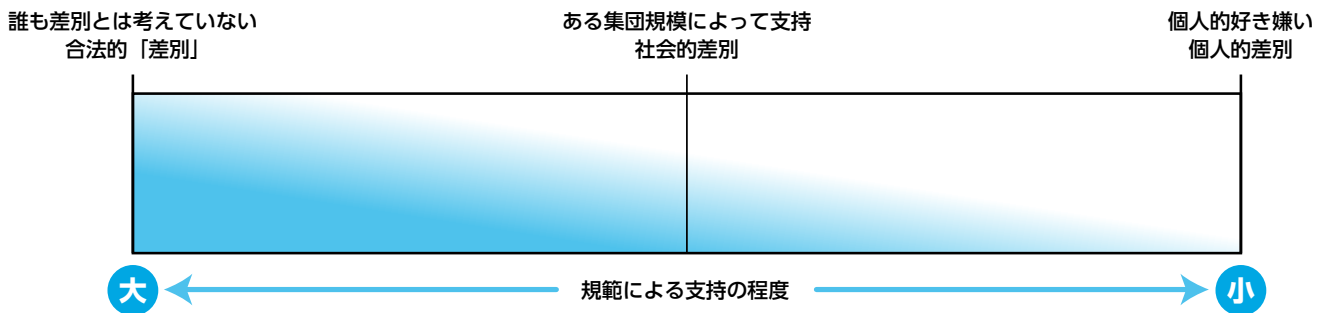
たとえば、部落出身者であるからといって結婚を認めないのは差別であると考え、「結婚差別はしてはいけない」という社会規範が確立してきています。「差別してもよい」と公言する人は少ないでしょう。ところが、家族や親族という身内の間では、「部落出身者との結婚は認められない」という集団規範が維持されていることがあります。この場合、広く公に共有されている社会規範と〇〇家の家族・親族の間でもたれている集団規範が、相反する行動を命じています。そのため個人は、どちらの規範に従えばよいのか迷ってしまいます。一方に従えば、そちらから称賛されますが、他方から非難されます。

タテマエとホンネの使いわけという言い方があり、しばしばタテマエが公の社会規範、ホンネは身内の集団規範というようにとらえられますが、そう簡単ではありません。集団と個人との間では、タテマエが身内の集団規範ですが、ホンネは個人の率直な気持ちで、ホンネでは差別をしたくないのだが、家族や親族の集団規範に従えば差別に加担させられてしまうということもあります。人はさまざまな集団に属していますから、それぞれから受け取るメッセージは違うことがあり、その間にはさまれてジレンマに陥るということもたびたび起こります。

[3] 合法的「差別」、社会的差別、個人的差別

社会規範との関係でみると、差別は3つのタイプにわけられます。

第1は合法的「差別」、第2は社会的差別、第3は個人的差別です。合法的「差別」というのは、「差別」をすることが社会規範によって広範な人々に支持されているものです。これは、そもそも正しい行為とみなされているのですから、その社会では「差別」とは認識されていません。このタイプのものを合法的「差別」と呼んでおきましょう。



たとえば、「分をわきまえろ」というのは、近世身分制度のもとで美德であり、社会規範でした。逆に「分をわきまえぬ」行動や「分を越えた」行動は、逸脱した行動で非難の対象になり、厳しい制裁が加えられました。しかし、明治以降、身分制度や身分意識の崩壊とともに、次第に「分をわきまえろ」と要求すること自体、差別であると認識されるようになりました。今どき、「元士族」という表札を掲げていると物笑いの種になるでしょう。

明治4年の解放令を境にして、合法的「差別」は社会的差別に転換しました。社会的差別というのは、ある行為を「差別だ」ととらえる社会規範がある一方で、同時に「差別とはいえない」と支持したり、黙認したりする集団規範が存在する状態です。

社会的差別は、区分されるシンボルとして、民族的もしくは社会的出身、人種、皮膚の色、性、言語、宗教などさまざまなものが持ち出されることとなりますが、見落としてはならないのは、差異自体に意味があるのではなく、その背景には力関係におけるアンバランスがあるということです。力関係の優位な立場から、マジョリティは異なった取扱いをすることを正当化する論理をでっちあげてきました。

アルベール・メンミは、「人種差別とは、現実の、あるいは架空の差異に、一般的、決定的な価値づけをすることであり、この価値づけは、告発者(引用者注：人種差別主義者)が自分の攻撃を正当化するために、被害者を犠牲にして、自分の利益のために行うものである」と指摘しました*1。メンミの人種差別のとらえ方の特徴は、単なる慣習ではなくて、自己の集団の利益を図るためのものだという点と、もう1つ、マジョリティとマイノリティとの間に存する差異は、現実のものであっても、あるいは架空のものであってもどちらでもいいのであって、差別することの後ろめたさを解消するために、自分たちとは「決定的な違い」があるのだと強調することだと指摘している点にあります。

このように、差別をすることを正当化する人たちがいる一方で、差別の現実に憤り、「それは差別だ」と告発する人々があらわれます。差別を差別としてとらえるように問題提起し、差別撤廃運動や解放運動が展開されます。両者のどちらが多数派を獲得するのかをめぐって思想闘争がおこなわれます。

差別撤廃運動や解放運動の主張がある程度認められると、「差別をしてはいけない」という社会規範が確立されていきます。他方で、差別を正当化する論理は、限られた集団の間に限定され、密かに集団規範として存続するようになります。

今日の部落問題に関していえば、住むところとして同和地区を避けるという意識や同和地区出身者との結婚を避けるという意識は、まだ多くみられます(2010年(平成22年)人権問題に関する府民意識調査、36ページ参照)。しかし、そのような行為を支持するような言説は、私的な場面では語られても、公的な場では語られません。そうした点では、地区を避ける・結婚を避けるというような行為をうながすような集団規範は存在しても、社会規範としては存在していないといえます。

さらに、差別を支持・正当化するような集団規範さえも存在しなくなると、差別は個人レベルでのみおこなわれるようになります。これを個人的差別ということにします。個人的差別とは、差別を正当化する論理が誰からも支持されず、単に個人レベルの好き嫌いといった程度になったものをいいます。

たとえば、学校の先生が、クラスの特定の生徒を「かわいい」からといって**最(ひいき)**顧することは、社会的に認められません。学校の教師集団の間でも、あるいは、クラスの生徒の間でもサークルの部員の間でも、それは支持されません。そういう意味では、教師が自分の好みによって生徒を最(ひいき)顧することを正当化するような集団規範は存在していません。

「人の世の中であるかぎり、差別はなくなる」と考える人がいますが、このレベルの個人的差別を考えているのであれば、たしかにいつまでもなくなるでしょう。しかし、社会的差別はなくすることができます。

もちろん、個人的差別だからといって是認されるべきものではありません。その人の社会的地位や影響力に

よって無視できないこともあります。たとえば、社長が「オレの会社だから誰を採用しようと誰からも指図は受けない」といって、部落出身者を社員として採用しないという行為は、個人的差別としても許容されるわけではありません。採用選考という行為は公的領域に属しており、単なる私的行為ではありません。雇用者が守るべき公正採用選考というルールから逸脱しています。プライベートな時間の食事で「私は中華料理が嫌いだから、中華レストランには行かない」というのは違います。

また、行為の主体と客体の社会的地位の違いや力関係も考慮されなければならないでしょう。採用選考や雇用の場における社長の行為は、単なる個人の好みのレベルを越えて従業員全体に影響力をもちます。また、採用される側と採用する側とでは、採用する側が圧倒的に優位な立場にいますから、平等な関係ではありません。だから、個人的差別といっても、それが許されるか、許されないかは、単なる個人の趣味や好き嫌いのレベルなのか、私的な領域にとどまるものか、あるいは、当事者同士が対等な立場にあるのかななどによって変わってくるでしょう。

以上のことから明らかなように、わたしたちが問題にしているのは社会的差別のレベルです。社会的差別は一方の極を合法的「差別」とし、他の極を個人的差別とするスケールの中間にあって、差別を正当化する集団規範の有無、強弱によって変わるグラデーションの領域です。

わたしたちは差別をめぐる価値観や思想の闘争のまっただ中にいるのです。そこでは中立の立場や傍観者の立場をとることは、本来的にはできないでしょう。わたしたち一人ひとりの意思表示が、社会規範や集団規範のありかたを左右しているのです。

※1 アルバール・メンミ著『人種差別』1994（菊地昌実、白井成雄訳、法政大学出版局、1996）

[4] 差別意識

差別意識は、大きくわけて、個人の態度のレベルと文化に組み込まれた差別意識のレベルでとらえることができます。一般に偏見は、個人の態度でとらえられることが多い。すなわち、「(1)ある集団に属しているということで、個々の違いを見ずに、一面的な見方、カテゴリーカルな一般化をし、(2)嫌悪など感情を含み、(3)それに食い違う情報に接しても、見方を変えようとしない硬直した態度である」というのが、一般的な偏見の定義です。

このような偏見の定義に基づいて、どんな人が偏見をもちやすいのかという観点から、研究がおこなわれてきました。その代表的なものは、オルポートの『偏見の心理』です^{※2}。またアドルノたちは、『権威主義的パーソナリティ』の持ち主が反ユダヤ主義的な宣伝を受け入れやすいことを明らかにしました^{※3}。このパーソナリティ特性は、幼児期の体罰をともなった厳しいしつけに原因があり、厳しい体罰を受ければ本来もつはずの敵意が、絶対的に親に依存している幼児の場合、それを表現することができず、憎しみの感情が抑圧され、親に対しては従順な態度をとり(権威主義的服従)、伝統的な価値を脅かす社会的弱者に対しては攻撃する傾向(権威主義的攻撃)が生まれるとしました。

このような偏見のとらえ方は、差別を個人の特性で説明するもので、より広範に存在する差別を説明することはできません。そこで、文化に組み込まれた偏見(差別意識)という視点が生まれてきました。この考えからすれば、差別意識はその社会の規範体系・文化の一部として組み込まれているのだから、社会化の過程で意識的・無意識的に学習していく。だから差別意識を身につけている人は、パーソナリティに何か問題がある人ではなく、その文化の価値観や規範を忠実に身につけた模範的な人であるということになります。

つまり、差別意識を個人の特性で考えると、差別するのは一部の「異常な人」という見方になりますが、差別意識を文化に組み込まれたものと考えれば、差別するのは、その文化を従順に身につけた「優等生」という見方になります。人数も少数ではなく、多数の人々になります。

部落差別を考えると、2つの種類があります。たとえば、差別落書きをする人などは、一部の変わった人、みんなとは違って逸脱した人ということになります。約550日間にわたって総計400件もの差別はがきなどを書いて送った「連続差別はがき事件」の犯人は、なかなか就職できないことから社会への不満と強いストレスを抱えていた青年でした^{※4}。なぜそのような事件を起こしたのか。その原因は、個別に明らかにしていかなければならないでしょう。

しかし、部落出身者との結婚を避けるという行為は、そのような行為をすすめる集団規範の中で育った人がお

こなうものです。家族や親族で「部落を忌避した方がよい」という規範があるとすれば、親思いの人や家族や親類の人の意見によく耳を傾ける人ほど、それに従うでしょう。世間の常識を心得た人ほど、差別することになります。

たとえば、世間の常識をよく心得た人は、見合いの相手探しを頼まれると、学歴や職業などで「釣り合いがとれる」だけでなく、家と家の釣り合いも考え「先方に失礼にならないように」配慮するといいます。本人同士の釣り合いがとれているかとか家と家との釣り合いがとれているかは、日本の文化に慣れ親しんだものには自明のことですが、日本の文化に疎いものにはどんなことか分かりません。

このように考えると、本人が自覚しているか、していないかに関わりなく、差別行動・制度を正当化する意識の流れを差別意識と定義することができます。それは文化に組み込まれたコードです。

※2 G.W. オルポート『偏見の心理』(1961,原谷達夫他訳,培風館,1968)
 ルパート・ブラウン『偏見の社会心理学』1995 (橋口捷久・黒川正流訳,北大路書房,1999)

※3 テオドール・アドルノ『権威主義的パーソナリティ』(1951,田中義久他訳,青木書店,1980)

※4 浦本蒼至史『連続大量差別はがき事件』解放出版社、2011年3月

[5] 行為と意識の不一致

差別という言葉で行為も意識も結果現象もあらゆるものを含めていますが、少なくとも差別行為と差別意識は区別して考えなければならぬでしょう。差別をするのは、差別意識をもっているからだ単純に考えてしまいがちですが、必ずしも差別行為と差別意識は一致しているとは限りません。ロバート・マートンは、差別と偏見の2つの要素の組み合わせから図のような4つの類型を考えました^{※5}。

資料 図 Mertonの4つの類型

		差別行動	
		する	しない
偏見	もたない	タイプⅡ: 日和見型リベラル (Fair-Weather Liberal)	タイプⅠ: 一貫したリベラル (All-Weather Liberal)
	もつ	タイプⅣ: 一貫した反リベラル (All-Weather Illiberal)	タイプⅢ: 日和見型反リベラル (Fair-Weather Illiberal)

タイプⅡ 偏見をもたない差別者または日和見型リベラル

日和見型リベラルは、ご都合主義的な人間である。自分自身は偏見にとらわれていないにもかかわらず、安易でより利益をもたらすことになると、差別的な行為を支持する。このご都合主義は、他人が差別的意見を表明しても沈黙を守ったり、他人が差別的行為をしても、黙認したりする。偏見をもつ仲間から支持を失うのではないか、自分の地位を失うのではないかという恐れから差別に対して異議申し立てをするのを躊躇する臆病な人間である。マイノリティの立場にある競争相手に対してもつ社会的経済的に有利な立場を手離したくないというご都合主義である。自己の利益を第一にするご都合主義であり、反ユダヤ主義でも黒人嫌いでもないが、ユダ

ヤ人や黒人を雇えば、商売に差し障りがあるという理由で、雇わない経営者であったり、組合内部の黒人嫌いの組合員の支持を失わないために人種的差別を肯定するような都合主義な組合指導者であったりする。

程度の差はあれ、日和見型リベラルは、自分が信じているアメリカの信条から外れているということで罪の意識をもったり、恥を感じたりする。差別を消極的に黙認したり、あるときは差別を積極的に支持したりして、わずかな利益を得るが、そのたびごとに、少しずつ罪の意識を蓄積していき、結局は大きなツケを支払うことになる。一貫したリベラルは不断に自分の信条と行為を一致させようと努力しているから、日和見型リベラルは一貫したリベラルに対しては、顔向けができない弱い立場になってしまう。このような日和見型リベラルは、基本的には癒されたいと望んでおり、そのために彼は癒しには敏感に反応する。彼は、切り裂かれた意識をもっており、そのために内的な葛藤の原因を除去してくれる人がいれば、その人には協力的になるだろう。

出典

Robert K. Merton " Discrimination and the American Creed " in Discrimination and the National Welfare, Edited by R. M. MacIver. copyright, 1949

タイプ1は、差別意識をもっていないし、差別行動もとらない場合です。これを「全天候型リベラル」、一貫したリベラルといいます。雨が降っても、嵐になってもリベラルな態度を変えないという意味で「全天候型」と名付けました。この対局にあるのはタイプ4で、差別意識をもち、差別行動をとる場合です。これは「全天候型反リベラル」、一貫した反リベラルです。タイプ1もタイプ4も、意識と行動が一致しているケースです。

これに対して、タイプ2やタイプ3は、意識と行動が一致していないものです。タイプ2は、差別意識をもっていないが、差別行動をとるものです。これは「日和見型リベラル」です。よい天気の日にはリベラルですが、雲行きがあやしくなると反リベラルになります。状況によって態度を変えるタイプです。またタイプ3は差別意識をもっているが、差別行動をとらない「日和見型反リベラル」のタイプです。

どうしてこのような不一致が起こるのでしょうか。タイプ2の「日和見型リベラル」の場合、差別したくないが、仲間と同じように差別しないと仲間内から非難されたり、排除されたりする場合にこのタイプになります。たとえば、当人は部落出身者との結婚を望んでいるが、親や親類が強く反対すると、「親の反対を押し切ってまで結婚できない」と結婚を断念する場合です。先に述べた集団規範や社会規範が差別行動を命じる場合には、自分の心情に反してでも、身内からの非難や制裁を危惧して差別行為をとってしまうのです。つまり、地域社会や身内の集団がどのような行動を期待しているのか、それを察知して同調するタイプです。

タイプ3の「日和見型反リベラル」は、逆のケースです。社会や所属している集団が、差別を禁止している場合、自分のもっている差別意識を表に出せば非難されます。だから、それを押し隠して、自分は差別していないかのように振る舞います。たとえば、人権教育をすることが期待されている教師は、被差別部落に対する偏見をもっているが、それを表出できません。皆の期待に応えて、人権教育をしなければなりません。この場合、ホンネがぼろっと出てしまわないかとビクビクしているので、自分の気持ちを正直に言えず、臨機応変に対応できません。だから、「あの先生は、タテマエできれいごとを言っているだけだ」と生徒に見透かされてしまうことになります。

このように、行為が誰かによって見られているかどうか、行為者にとっての重要な他者とは誰か、地域・集団がどのような規範や文化をもっているか、それに反した行動をとるとどのような罰がどの程度の強さであたえられるのかなどが行為の一致、不一致に関係してきます。

公には「差別はしてはならない」という社会規範が確立しているところでは、タイプ3の「日和見型反リベラル」が生まれます。また、仲間内の「差別をすすめる」集団規範がもたれているところでは、タイプ2の「日和見型リベラル」が生まれます。

従って、個人の意識を変えるのもさることながら、社会規範や集団規範の中身を変えることが重要です。差別行動を起こさせないためには、差別すれば社会的・経済的に制裁を受けるというシステムや状況をつくるのが効果的であるということが分かります。差別をなくすための法や条例をつくることの意味は、ここにあります。

※5 Robert K. Merton " Discrimination and the American Creed " in Discrimination and the National Welfare, Edited by R. M. MacIver. copyright, 1949

野口道彦「マーソンの4つのタイプと部落解放のたて」『こべる』No.94,1985年10月号、京都部落史研究所

用語解説

●ワークショップ

ワークショップ(workshop)とは、もともと「職場」「作業所」「工房」を意味し、みんなで意見交換や共同作業を行いながら進める「参加体験型」学習のことをいいます。指導・被指導の関係で学ぶ学習でなく、参加者が積極的に他者の意見や発想から“学びあい”、最後にみんなで自らの“ふりかえり”をするという、学習のプロセスでの学びを大切にします。問題解決を図るとともに、態度や技能(スキル)を身につけられるという特徴があります。

●ファシリテーター

ワークショップを進行する人をファシリテーター (facilitator)と呼んでいます。単に進行役といってもよいのですが、「活性化させる」という意味を持つファシリテーターの方が、実際に期待されている役割に近い言葉になっています。話し合いの交通整理をする議長役だけでなく、話し合いの素材になるものを用意し、そして時間管理を行いながら全体を進行する役目をするなど、さまざまな複合的な能力が必要とされています。

●プログラム

ワークショップ全体としての目的やねらいを達成するために、アクティビティや講義などを組み合わせる一つの流れです。学習を進めていくうえでの具体的なプロセスを示しています。

●アクティビティ

アクティビティとは、一つの素材、話し合いの材料を使ったまとまりのある学習活動のことで、プログラムを構成する一つの部品の役目をしています。

学習プログラム

しあわせになりたい!

子どもとおとな、何が違う?

あなたが大切にする 人としての中心軸は?

知ることのでつくるゆたかな関係



めやす
90分

しあわせになりたい!

ねらい ▶▶

- 自分自身の価値観をふりかえる。
- これまでの歴史の中でどのような価値観が重視されてきたかを知り、特定の価値観を強調することの危うさを考える。
- 今の社会における中心的な価値観がどのようなものかを整理し、多様な人々がそれぞれの価値観を大切にしながら暮らしていけるために大切なことを考える。

キーワード 価値観、しあわせ

準備物

- 資料「^{しよせい}処世教訓出世競争すごろく」 1人1枚
- ワークシート「これってしあわせ?」 1人1枚
- A3 (大きめの紙) 1グループ1枚 ●マーカー1人1本 ●ホワイトボードと専用マーカー

プログラムの流れ

- 5分** 1. 趣旨とルールの説明 ●ねらいの説明など。
- 15分** 2. お互い聴きあおう ●自己紹介と導入。
- 35分** 3. しあわせな人生すごろく ●しあわせな人生について考える。
- 25分** 4. しあわせって、なんだっけ? ●しあわせについての価値観を考える。
- 10分** 5. 一人ひとりのしあわせのために ●異なる価値観を尊重するためにできることを考える。

時間

詳細な手順

ポイント

スタート

1 趣旨とルールの説明

5分

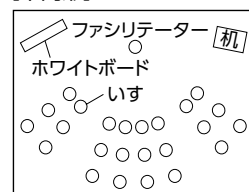


今日はワークショップ形式で学んでいきます。ワークショップというのは、講師が答えを持っているのではなく、この場にいるみんなでやりとりしながら、考えを深めていく学び方です。

人権というと、難しく思われる方も多いかもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。正解があるわけではありません。みなさんには、ふだんの言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただければと思います。

会場設営の例

[半円形]



※会場の形は、アクティビティによって変えやすいよう、机なし、イスのみで設営しておく。机は後で使うときに出しやすいよう、横に置いておくとよい。

そのために、3つ、お願いがあります。この場では、「協力・尊重・守秘」をルール(約束)としたいのです。

●「協力」「尊重」「守秘」と板書する。



「協力」とは、お互いに学ぶために協力しましょう、ということ。「尊重」とは、それぞれのあり方や意見・思いを尊重しましょう、ということ。「守秘」とは、ここで出された個人の経験や考えはこの場にとどめる(外に持ち出さない)、ということです。

今日は、価値観について、「しあわせ」をキーワードにしながら考えていきたいと思います。

5分
経過

2 お互い聴きあおう

15分

席替え・ペアづくり3分、傾聴の説明3分、トーク&傾聴@1分×2(×2~3回)、ペア交代の時間など3~7分



はじめに、ペアになって自己紹介をします。隣の人と2人組を作ってください。お知り合いの方と近くに座っていて、あらたまっちゃべるのが照れくさいようでしたら、席を入れ替わってもらってください。ペアはできたでしょうか。

これから、片方が話し手、片方が聴き手になって、1分ずつ話していただきます。話していただくテーマは後で説明しますが、話すときは1分間、話し手が主役の時間です。そのために大切なのは、聴き手の聴き方です。「傾聴」という聴き方をしてみましょう。

●「傾聴」と板書する。



ポイントは「心・体・頭」。「心」は、100%話し手に心を向ける。「体」は、体全体で共感を表す。「頭」は、頭をからっぽにして、相手の話を分析したり解釈したりしない。この3つのポイントに気をつけて、聴いてください。

では、話していただくテーマです。

(下の中から、時間に応じて選ぶ。テーマを変えるごとに、ペアの相手も変えるとよい。)

「最近のわたしのお気に入り」

「わたしがしあわせを感じるさゆうめいとき」

「わたしの好きなことば・座右の銘」

20分
経過

3 しあわせな人生すごろく

35分

グループ作りと説明5分、グループですごろく作り20分、ギャラリー方式で共有10分

グループで「すごろく」作り



先ほどのペア2つで、4人のグループになってください。

●机を出してきて、グループで座る。資料「処世教訓出世競争すごろく」と、大きめの紙、マーカーを配る。



これは、大正時代に作られた「処世教訓出世競争すごろく」です。タイトルにあるとおり、世の中をうまくわたるための教訓をちりばめてあり、当時の人が成功するとはどういうことだと考えていたかが、よく分かります。

今から、皆さんにはこれの現代版を作っていただきたいと思います。「2013年版・しあわせな人生すごろく」です。生まれた時点をスタートにするか、おとなになってから以降にするか、どの時点をゴールにするか、など、設定は自由に考えてください。オリジナルのタイトルもぜひつけてみてください。

- 「2013年版」は、研修開催の年に合わせる。
- グループ作業の様子を見ながら、あまり難しく考えずに、「しあわせ」のイメージを出しながら話し合いが進むよう、うながす。

45分
経過

作った「すごろく」の共有



では、それぞれのグループが作ったものを見てみましょう。グループの半分の方がその場に残り、半分の方は他のグループのものを見に行きます。残っている人は、見に来た人に自分のグループのポイントを説明してあげてください。3分経ったら、交代します。

すごろくを作ってみて、また、他のグループのものを見て、どのように感じたでしょうか。何を「しあわせ」と考えるか、ゴールと考えるか、話し合う中で気づいたこと、発見したことはありますか。続けて、考えてみましょう。

55分
経過

4 しあわせって、なんだっけ？

25分

説明3分、グループディスカッション8分、共有・コメント7分、グループディスカッション7分

グループディスカッション



「しあわせな人生すごろく」を作るときに、ゴールとしてどのような状態を設定したでしょうか。岐路では、どのようになることが「前へ進む」ことだったでしょうか。わたしたちは、何を「しあわせ」と考えているのでしょうか。逆に、「しあわせ」でない状態は「ふしあわせ」だったり、「かわいそう」だったりするのでしょうか。

今からお配りするワークシートを見ながら、先ほどの「すごろく」の感想と合わせて、話し合ってみてください。

- ワークシート「これってしあわせ？」を配る。

- ワークシートは、矢印の前に書かれている状態がふしあわせなのかを考えるための材料なので、空欄を必ずしもうめる必要はないことを伝える。

全体で共有



話し合った内容を、共有していただけますか。

- いくつかのグループに発表してもらおう。

グループディスカッション



最初にお配りしたすごろくを見てください。ここでは、学歴を得て仕事で成功をおさめることが大事で、そうでなければ「墮落」と表現されています。他にもいろんなすごろくがあり、この時代には「高い学歴」「いい仕事」「金持ち」「いい家柄」「性別による役割分担」「健康」「清潔」などが良いもの、という価値観が広く共有さ

れていきました。それは、裏返すと「学歴が低いのは努力が足りない」「家柄がつりあわない相手とはつきあわない」「病気や障がいは不幸であり忌むべきもの」といった考え方にもつながっていきました。

何を「しあわせ」とするかは、その時代や社会の価値観を色濃く反映しています。それが、ときに人の間に上下・優劣などの序列を作ります。そして、そうした価値観になじまない人は、社会の中で生きづらくなります。ときには、忌避や排除、差別の対象になることもあるのです。

先ほどのワークシートの下の方に、今の社会で広く共有されている価値観を表すフレーズをいくつかあげています。他には、どんなものがあるでしょうか。また、こうした価値観のために、生きづらくなるのは、どのような人でしょうか。話し合ってみてください。

5 一人ひとりのしあわせのために

10分

説明3分、個人作業3分、グループ共有4分

個人作業



それぞれの人が、何を「しあわせ」と思うかは、その人の価値観とつながっています。何を「しあわせ」と思うか、どのような価値観を持つかは、自由です。けれど、特定の「しあわせ」や価値観を押し付けたり、強調しすぎたりすることは、誰かを生きづらくさせることにつながります。

どんな価値観にも、他の人のあり方を否定したり、傷つけたりする“落とし穴”がひそんでいます。

自分の価値観を大事にしつつ、どんなことに気をつけておきたいか、今日、学んだことをふりかえって、文章をつくり、先ほどのワークシートの裏側に書いてください。

●以下の文を板書する。

「わたしは〇〇がしあわせだと思う。だからといって」
「わたしは〇〇という考えを持っている。けれど」

グループで共有



書いたら、グループの中で共有していただけますか。

まとめ



今日は、「しあわせ」をキーワードに、身近な価値観をふりかえりました。お互いの価値観を尊重する、というのは、よく言われることですが、自分の価値観はあたりまえすぎて無自覚になっていることも多いものです。無自覚なままでは、誰かを否定したり傷つけたりする“落とし穴”にはまってしまうかもしれません。自分の価値観を自覚することで、異なる価値観の人を尊重する姿勢を身につけていっていただきたいと思います。

• 例えば、「家族の絆が大事」という価値観のために、夫婦間の関係が破綻していたりDVにあっていたりしても離婚せずに「家族」という形にこだわってしまう、「努力すれば報われる」という価値観のために、試験や就職がうまくいかなかったときに必要以上に自分を責めてしまう、といったようなことが考えられる。

• 例えば、「わたしは結婚がしあわせだと思う。だからといって結婚しない人を「かわいそう」と決めつけたりしない」「わたしは努力が大事だという考えを持っている。けれど努力だけでは乗り越えるのが困難なことがあることを知っている」といったものを考えてもらう。参加者の様子に応じて例を示すとよい。

• 時間があれば、全体に発表してもらう。

これってしあわせ？

例) 学歴は高い方が、しあわせ？	→	(学歴が低い)と、	苦勞する	？
スポーツは得意な方が、しあわせ？	→	()と、		？
大企業に勤める方が、しあわせ？	→	()と、		？
大きな家に住む方が、しあわせ？	→	()と、		？
お金持ちの方が、しあわせ？	→	()と、		？
病弱じゃない方が、しあわせ？	→	()と、		？
スタイルがいい方が、しあわせ？	→	()と、		？
イケメン・美人の方が、しあわせ？	→	()と、		？
障がいがない方が、しあわせ？	→	()と、		？
結婚している方が、しあわせ？	→	()と、		？
子どもがいる方が、しあわせ？	→	()と、		？
両親がいる方が、しあわせ？	→	()と、		？
家族と暮らす方が、しあわせ？	→	()と、		？
日本国籍の方が、しあわせ？	→	()と、		？
おとなの方が、しあわせ？	→	()と、		？
男性の方が、しあわせ？	→	()と、		？
同和地区以外に住む方が、しあわせ？	→	()と、		？

逆だとどうなる？ それって、フコウ？ カワイソウ？

- ★ 今の社会で広く共有されている価値観には、どのようなものがあるでしょうか？
こうした価値観のために、生きづらくなる人はいないでしょうか？

「家族の絆が大事」
 「努力すれば報われる」
 「働かざる者、食うべからず」
 「苦勞は買ってでもしろ」
 「みんな仲良く、協調性をもって」

子どもとおとな、何が違う？

ねらい ▶▶

- 子どもとおとなの社会的な力関係について考える。
- おとなが行使しがちな「力」とはどのようなものか、それがなぜ子どもへの「権利侵害」や「暴力」につながっていくのかを考える。
- 「体罰」など、おとなの力の不適切な行使が「虐待」「暴力」であることに自覚的になり、子どもの「権利」を確認する場となるよう提起する。

キーワード 子どもとおとなの力関係、子どもの持つ力、子どもの権利条約

準備物

- シート①「自己紹介カード」グループ数
- シート②「子どもならOK?おとなならOK?」1人1枚
- ワークシート「子どもの権利条約」1人1枚
- 資料「児童の権利に関する条約」1人1枚
- 付せん3色 各色1人10枚ずつ程度
- もぞう紙 グループ数
- マーカー 1人1本
- ホワイトボードと専用マーカー
- マグネット 数個

プログラムの流れ

- | | | |
|-----|----------------------|---|
| 5分 | 1. 趣旨とルールの説明 | ●ねらいの説明など。 |
| 20分 | 2. わたしが子どもだったとき | ●自己紹介と導入。 |
| 10分 | 3. 子どもとおとな、何が違う？ | ●子どもとおとなのとらえ方に固定観念があることに気づく。 |
| 25分 | 4. 子どもならOK? おとなならOK? | ●同じような事象でも、子どもとおとなではなぜ起こったことへの印象が違うのか考えてみる。 |
| 15分 | 5. 子どもの権利条約を知る | ●私たちの周りにあることが子どもの権利条約に関係があることを知る。 |
| 15分 | 6. 子どもの権利条約を知っていたら | ●まとめ。自分の子ども時代から考えることで、自分にも権利があることに気づく。 |

時間

詳細な手順

ポイント

スタート

1 趣旨とルールの説明

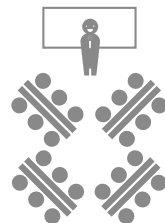
5分



今日は、「子ども」について、みなさんと一緒に考えたいと思います。ワークショップ形式で、参加者のみなさん同士がお互いにやりとりする中で、いっしょに考えを深めていきましょう。誰もがかつては子どもでしたが、おとなと呼ばれるようになって、そのころ感じていた不安や理不尽な思いを忘れてしまいがちです。子どもとおとなで社会的な力が圧倒的に違うという事実、その力をおとなが行使してしまうとき、それが子どもへの権利侵害や暴力につながっていくのはなぜなのか、どうすれば私た

会場の設営

- 会場は最初からグループ別に机とイスを並べておく。
[机とイスの配置例]



- 来た人から順にグループに分かれて座ってもらう。1グループは、4～6人ぐらい。
- グループ分けをする際、親しい人同士のグループにならないように声かけをする。

ちはそのことに自覚的になれるのか、子どもの権利をどうすれば保障できるのか、みなさんと一緒に考えていきましょう。

ワークを進めるに当たって、4つのルールがあります。このルールはみんなで守ってください。

●「協力」「尊重」「守秘」「時間」と板書する。



「協力」は、お互いに協力しましょうということ。「尊重」は、どの人のときも、それぞれの意見や考えを尊重しましょうということ。「守秘」は、ここで話された個人の経験や考えは、ここだけの話にして外へ持ち出さない、ということ。「時間」は、みんな平等に、1人がたくさん話して時間をいっぱい使わないように、できるだけみんなが話せるようにしましょう。

5分
経過

2 わたしが子どもだったとき(グループで自己紹介)

20分

説明3分、グループで自己紹介7分、全体共有10分

自己紹介をする



グループごとに、このカードを引いてもらいます。カードには「子どもの頃に好きだった○○」と書かれています。そのテーマについて、自分のことを紹介してください。時期は、いつでもいいです。小学生の頃、もっと小さな頃、ご自分が話しやすい時期でけっこうです。

●シート①のカードを切り離し、グループごとに1枚ずつ引いてもらう。

●ここで、ファシリテーター自身が「例えばわたしの場合は……」と例をあげる。



1人の持ち時間は1分です。全員が同じように話せるように、時間は守りましょう。1分になったら「交代」と言います。グループ全員の自己紹介が終わったら、どんな話が出たのかを、どなたかお1人に発表していただきます。

●1分になったら「交代です」と声をかける。

15分
経過

全体で共有



自己紹介は、いかがでしたか。各グループでどんな話が出たのか、発表していただきます。グループの中で、自己紹介が1番最後になった方が発表してください。1グループ1~2分です。

●各グループから1人に発表してもらう。



みなさん、かつてご自分が子どもだった頃のことを思い出されましたか。子どもだった頃の気持ちを、ちょっと持ちながら次のワークに進みましょう。

• グループごとに違う内容になるようにする。

• グループが6つ以上の場合、同じカードが2枚あってもよいし、別の内容のカードを作るのもよい。

• まず、例としてファシリテーターが自分の話をする。例えば「わたしが子どもの頃に好きだった遊びは、1人劇ごっこです。マンガを台本にして、1人で劇をしていました。お気に入りの役は『若草物語』のジョーでした。」

• グループ内の発表者は、ファシリテーターが指名する。自己紹介では、時間が押して最後に発言した人の時間が少なくなった可能性があるため、順番を作るという意味も含め最後の発言者にする。


3 子どもとおとな、何が違う？

10分


各自が付せんに書く作業5分、全体共有5分

- 各グループに、3色の付せん、もぞう紙、マーカーを配付する。


付せんに書き出す

 3色の付せんを配ります。それぞれに、これから前に板書する○○○○のところに何が入るかを考えて、思いつく限り書いてみましょう。

- ファシリテーターがABCごとの付せんの色を指定し、右の板書例のようにもぞう紙の記入例をホワイトボードに書く。

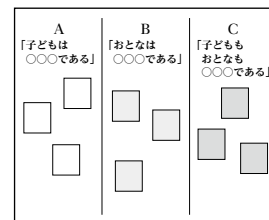
 もぞう紙を3つに区切り、色ごとに付せんを並べて貼ってみてください。思いつくままに、どんどん貼っていきましょう。作業時間は5分です。5分たったら、何人かに発表していただきます。

全体で共有

 たくさん出ましたか？ どなたかに感想を発表していただきたいと思います。他の人が貼ったものと、ご自分が書かれたものとを比べてみて、何か感じるものがありますか。作業をしながら、思うことはありましたか。どんなことでもけっこうです。

- 数人から発表してもらう。

- 付せんなどはアクティビティの最初から配付する。
- <ホワイトボードの板書例>



A「子どもは○○○である」
B「おとなは○○○である」
C「子どももおとなも○○○である」


- 時間の経過を見て、発表者はファシリテーターがランダムに指名する。

4 子どもならOK? おとなならOK?


25分

シート②を読んで話し合う15分、全体共有10分

子どもとおとなを対比して考える

 まず、グループの中から、進行係、発表係を先に決めてください。じゃんけんでも何でもけっこうです。

- 10秒ほど待つ。

 役割が決まりましたか。それでは、シートを配ります。ここには、子どもの体験とおとなの体験が並べて書かれています。それを読んでどう思ったかをグループ内で話し合ってください。話し合った内容は、後で発表していただきます。1つのグループで1つか2つの項目について話し合ってください。特に子どもとおとなを対比して、このようなことが許されるかどうか、子どもならOKでおとなはダメなら、それはなぜなのか、そういったことを主に話し合ってください。15分とりますので、たっぷり話し合ってください。

- 話し合いの時間をとる。
- 5分前、1分前になったら声をかける。

- 進行係、発表係を決めることに時間をとられないように配慮する。なかなか決められないグループには、じゃんけんでもいいですよ、と声をかける。

- 各グループにファシリテーターが①～⑤をわりふってもよい。

50分
経過

全体で共有



時間になりました。どのような意見が出たでしょうか。みなさんと共有していきましょう。それでは、グループごとに発表していただきます。最初のグループからお願いします。

- グループごとに発表してもらおう。1グループ1～2分、全体で10分

60分
経過

5 子どもの権利条約を知る

15分

説明5分、ワークシートを読んで書き込む作業10分

- 「子どもの権利条約」のワークシートを配付する。

子どもの権利条約を知る



「児童の権利に関する条約」、通称「子どもの権利条約」をご存知ですか？

- 子どもの権利条約の説明をする。



今お配りしたワークシートは、子どもの権利条約をわかりやすい言葉で要約したものです。先ほどお配りしたシート②のグループで話し合った例文が、この権利条約の何条に関係しているかを考えてみてください。

- ファシリテーターから『子どもの権利条約』の説明をする。資料を見て、どのような経緯で権利条約ができたのかなど、簡単に説明する。

- 1人で考えるのが難しそうの方がいたら、グループで話し合う時間を設けるなど適切に声をかける。

75分
経過

6 子どもの権利条約を知っていたら

15分

説明2分、2人で話し合い6分、全体共有7分

私の場合を考える



子どもの権利条約に日本が批准したのは1994年(平成6年)です。みなさんが子どもの頃、権利条約の内容を知っていたら、子どもだった自分に、どのような権利を伝えたいですか。子どもだった自分に、こんな権利があるんだよ、と伝えたい権利を考えてみてください。ご自分の子ども時代のエピソードを思い出しながら、知りたかった権利を子どもの権利条約から探してみてください。おとなりの人と2人1組になって、話し合ってください。

- 1対1でじっくり聴き合う。

全体で共有



では、話し合いで出てきた内容を、何人かの人に発表していただきたいと思います。

まとめ



みなさんお疲れ様でした。子どもにとっても大切な人権について、みなさんと
いっしょに考えることができました。今日のワークショップでの学びを忘れず、
子どもとともに生きるということを今一度しっかりと確認して、今日はこれで終了といた
します。

「自己紹介カード」

<p>子どもの頃に 好きだった遊び</p>	<p>子どもの頃に 好きだったおかし</p>
<p>子どもの頃に好きだった テレビ番組（ラジオ番組）</p>	<p>子どもの頃に 好きだった教科</p>
<p>子どもの頃に好きだった 一日の中の時間</p>	<p>子どもの頃に 好きだった人</p>

※切り離して使う

「子どもならOK? おとなならOK?」

	子ども	おとな
①	そうじをサボって教師にたたかれる	仕事のミスをして上司からたたかれる
②	自分の進路を親に決められる	結婚相手を親に決められる
③	自分の意見を親に言ったら子どもは口を出すと言われる	会議で意見を言ったら無視される
④	学校で成績を貼り出される	町内会で年収を貼り出される
⑤	親が子どもの机の中を勝手に見る	夫婦間で相手の携帯電話を勝手に見る

..... <切りとり線>

「子どもならOK? おとなならOK?」

	子ども	おとな
①	そうじをサボって教師にたたかれる	仕事のミスをして上司からたたかれる
②	自分の進路を親に決められる	結婚相手を親に決められる
③	自分の意見を親に言ったら子どもは口を出すと言われる	会議で意見を言ったら無視される
④	学校で成績を貼り出される	町内会で年収を貼り出される
⑤	親が子どもの机の中を勝手に見る	夫婦間で相手の携帯電話を勝手に見る

「子どもの権利条約」

チェック欄

第1条	子どもとは、18歳未満の人。	
第2条	だれもがみんな平等、差別はダメ。	
第3条	子どもに関することは、子どもにとって1番良いことをする。	
第4条	国は、この条約を守る。	
第5条	親や保護者が子どものためにすることを国は大事にする。	
第6条	すべての子どもの命が大事にされる。	
第7条	すべての子どもは名前や国籍を持つ。	
第8条	子どもの名前や国籍、家族との関係は大切にされる。	
第9条	子どもは親といっしょに暮らせる、暮らせなくても会える。	
第10条	子どもは、他の国にいる親とも会える。	
第11条	子どもは、無理に他の国へ連れ去られたりしない。	
第12条	子どもは、自由に自分の意見を言えるし、聴いてもらえる。	
第13条	子どもは、いろいろな情報を知ったり伝えたりできる。	
第14条	子どもには、思想・良心・宗教の自由がある。	
第15条	子どもは、会を作ったり集会に参加したりできる。	
第16条	子どもは、プライバシーや名誉を保護される。	
第17条	子どもは、自分に役立つ情報や資料を利用できる。	
第18条	親は、自分の子どもを育てなければならない。	
第19条	子どもは、暴力をふるわれたりしない。	
第20条	子どもが親と暮らせないときは、代替りの保護者を用意してもらえる。	
第21条	養子縁組は、子どもにとって良いことを考えて行う。	
第22条	難民の子どもは、国の保護を受ける。	
第23条	障がいのある子どもは、適切な教育やトレーニングが受けられる。	
第24条	子どもは、健康でいられるように医療を受けられる。	
第25条	子どもが病院や施設にいるときは、そこで適切な扱いを受ける。	
第26条	子どもは、社会保障を受ける権利がある。	
第27条	子どもは、十分な生活水準を得る権利がある。	
第28条	子どもは、教育の権利がある。	
第29条	子どもは、教育によって権利や平等、自然について学ぶ。	
第30条	少数民族の子どもは、自分たちの文化や言語を使用する権利がある。	
第31条	子どもは、休んだり遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利がある。	
第32条	子どもは、不当な条件で働かされない。	
第33条	子どもは、麻薬・覚せい剤の使用や売買に巻き込まれない。	
第34条	子どもは、性的な暴力や売買春から守られる。	
第35条	子どもは、誘拐されたり売買されたりしない。	
第36条	子どもは、その幸せを奪って利益を得るようなことから守られる。	
第37条	子どもは、拷問を受けたり死刑になったりしない。	
第38条	子どもは、戦争に巻き込まれない。	
第39条	虐待などの被害を受けた子どもは、適切な手当てを受けられる。	
第40条	刑法に違反した子どもは、適正な手続きや保護を受けられる。	

資料「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) 前文

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会の
すべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

外務省ホームページより引用

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) 本則

- 第1条 **子どもの定義** 18歳になっていない人を子ども、18歳以上をおとなと言います。
- 第2条 **差別の禁止** だれでもみんな平等。勉強が得意か苦手か、足が速いか遅いか、女か男か、背が高いか低いかなど、違いはあって当たり前。人と違うことで差別されたりしません。
- 第3条 **子どもにとって一番良いこと** 子どもに関することは、子どもにとって一番良いことが何かを考えて行わなければなりません。
- 第4条 **国の義務** この条約に書かれた権利を守るために、国はできる限りのことをしなければなりません。
- 第5条 **親が子どものためにすることの尊重** 親や保護者が子どもたちのために教えてくれることを、国は親の責任、権利、義務として尊重しなければなりません。
- 第6条 **生きる権利・育つ権利** すべての子どもには、命が大切にされ、健やかに育つ権利があります。その権利を守るために、国はできる限りのことをしなければなりません。
- 第7条 **名前・国籍を持つ権利** すべての子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利があります。
- 第8条 **名前・国籍・家族関係を守る** 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように、守らなければいけません。もし奪われたら、国はすぐに元通りにしなければなりません。
- 第9条 **親と引き離されない権利** 子どもは親といっしょに暮らす権利を持っています。ただし、それが子どもにとって良くない場合は、離れて暮らす権利もあります。離れて暮らしていても、会ったり連絡したりすることができます。
- 第10条 **他の国にいる親と会える権利** 離れ離れになっている家族が会いたいと思うときには、国は、できるだけ早く国を出たり入ったりできるようにしなければなりません。
- 第11条 **よその国に連れ去られない権利** 国は、子どもが無理やりよその国へ連れ出されたり、自分の国へ戻れなくなったりしないようにしなければなりません。
- 第12条 **意見を表す権利** 子どもは、自由に自分の意見を表す権利や聴いてもらう権利を持っています。
- 第13条 **表現の自由** 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを知る権利、伝える権利を持っています。
- 第14条 **思想・良心・宗教の自由** 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利を尊重されます。
- 第15条 **結社・集会の自由** 子どもは、他の人たちと集まって会を作ったり、集会に参加したりすることができます。
- 第16条 **プライバシーの保護** 子どもは、おとなと同じようにプライバシーや名誉を保護される権利があります。
- 第17条 **適切な情報の入手** 子どもは、自分にとって役に立ついろいろな情報や資料を利用することができます。国は、子どもに良くない情報から子どもを守らなければなりません。
- 第18条 **親の責任** 子どもを育てる責任は、まずその両親にあります。国は、その手助けをしなければなりません。
- 第19条 **虐待からの保護** 子どもが暴力をふるわれたり、適切な扱いを受けられなかったりしないように、国は、子どもを守らなければなりません。
- 第20条 **家庭を奪われた子どもの保護** 子どもは、家族といっしょに暮らせなくなったときや、家族から離れたほうが良いときには、代わりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。
- 第21条 **養子縁組** 子どもを養子にする場合は、その子にとってもっとも良いことを考えて行わなければなりません。養子縁組を行うことができるのは、国や公の機関だけです。
- 第22条 **難民の子ども** 戦争や迫害、自国の政府と違う考えなどのためによその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、国による保護や援助を受ける権利があります。
- 第23条 **障がいのある子どもの権利** 心や身体に障がいがあっても、その子どもの個性や権利がおびやかされてはなりません。国は、障がいのある子どもが充実して暮らせるように、教育やトレーニング、サービスが受けられるようにしなければなりません。
- 第24条 **健康・医療への権利** 子どもは、いつでも健康でいられるように、病気の治療や健康回復のためのサービスを受ける権利があります。
- 第25条 **病院などの施設に入っている子ども** 子どもが病院に入っているとき、その治療やそこでの扱いが適切かどうかを調べてもらう権利があります。
- 第26条 **社会保障を受ける権利** 子どもは、社会保障からの給付を受ける権利があります。
- 第27条 **生活水準の確保** 子どもは、食料、医療、住宅など、十分な生活水準を得る権利があります。
- 第28条 **教育の権利** 子どもには、教育についての権利があります。学校の規則は、子どもの権利を尊重して運用されなければなりません。

- 第29条 **教育の目的** 教育によって、子どもが自分も他人も同じように大切にされることや、みんなと仲良くすること、自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。
- 第30条 **少数民族・先住民の子ども** 少数民族や先住民の子どもは、自分たちの文化・宗教・言語を使用する権利があります。
- 第31条 **休み、遊ぶ権利** 子どもは、休んだり遊んだり、文化・芸術活動に参加したりする権利があります。
- 第32条 **不当・有害な労働からの保護** 子どもは、不当な条件で働かされることから保護されるとともに、危険な労働、教育の妨げとなる労働、健康や発育に良くない労働に従事することから保護されます。
- 第33条 **麻薬・覚せい剤などからの保護** 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることに巻き込まれないようにしなければなりません。
- 第34条 **性的搾取からの保護** 国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。
- 第35条 **誘拐などの禁止** 子どもは、誘拐されたり売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。
- 第36条 **あらゆる搾取からの保護** 国は、どんな形でも、子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。
- 第37条 **拷問・死刑の禁止** どんな子どもに対しても、拷問やむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。
- 第38条 **戦争からの保護** 15歳未満の子どもは、兵士として戦争に参加させてはなりません。また、子どもは戦争に巻き込まれないように守られなければなりません。
- 第39条 **犠牲になった子どもを守る** 放置、虐待、ひどい扱いなどによって被害を受けた子どもは、心身の回復や社会復帰のために適切な手当を受けられます。
- 第40条 **子どもに関する司法** 刑法に違反したとされる子どもは、適正な手続きや特別な保護を受ける権利があります。
- 第41条 **既存の権利の確保** この条約の規定は、すでに法律等により手厚い保護を受けている権利に影響を及ぼしません。
- 第42条 **条約の広報** この条約の原則と規定は、広く知らされなければなりません。
- 第43条 **子どもの権利委員会の設置**
- 第44条 **子どもの権利委員会への報告義務** 国は、条約に対する取り組みの状況を定期的に子どもの権利委員会へ報告しなければなりません。
- 第45条 **子どもの権利委員会の作業方法**
- 第46条 ~第54条 **条約の手続き**

※公益財団法人日本ユニセフ協作成「子どもの権利条約カードブック」を参考に、簡潔で平易な表現に留意してプログラム執筆者が作成したものです。

● 「子どもの権利条約」 成立まで

1945年（昭和20年）	国連の設立
1948年（昭和23年）	世界人権宣言
1951年（昭和26年）	児童憲章
1959年（昭和34年）	子どもの権利宣言
1965年（昭和40年）	人種差別撤廃条約
1966年（昭和41年）	国際人権規約
1979年（昭和54年）	女子差別撤廃条約・国際児童年
1989年（平成元年）	子どもの権利条約
1994年（平成6年）	日本が「子どもの権利条約」に批准
2009年（平成21年）5月現在	世界で193の国と地域が条約を締約している。（アメリカとソマリアのみ未締約）

*すべての子どもに人権を保障する法的拘束力を持った初めての国際条約。条約は、子どもにとって最善の世界を作るための国際社会による長年の取り組みの中で成立。法的拘束力を持つ国際法として、国連加盟国が共有すべき原則、即ち国家や文化、時代背景に関係なく、人類社会に生まれたすべての子どもに適用されるべき原則が成文化されたもの。

● 「子どもの権利条約」で大切にされていること

1. 生きる権利 …… 防げる病気などで命を奪われないこと。病気やケガをしたら治療を受けられること。
2. 育つ権利 …… 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。
3. 守られる権利 …… あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。
4. 参加する権利 …… 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること。



あなたが大切にする人としての中心軸は？

～私の価値観、そして、差別に対する私のあり方を描く～

ねらい ▶▶

- ・ 同和問題を通して、忌避意識や差別意識が、これまでの育ちの中での習慣などあたりまえとされているもの、メディアの影響、人からの伝聞など日常生活のさまざまな場面から無意識のうちに個人の価値観として培われることもあることに同和問題を題材に気づく。
- ・ 無意識のうちに培われた価値観を偏見や差別的な態度につなげない方法や、自分のあり方(ありたい姿)を考える機会とする。

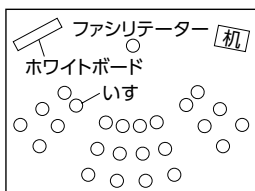
キーワード 中心軸、あり方(ありたい姿)、忌避意識、本音と建前、光と影の両面、時間軸

準備物

- コンセプト用紙 (タイトルとねらいを拡大し、趣旨説明の際にボードに貼り付けて説明。ホワイトボードに記入してもよい。)
- シート「ある日ネットに……」 1人1枚
- ワークシート「人権タイムライン」 1人1枚 ※A3に拡大して使用
- 資料1「2010年(平成22年)人権問題に関する府民意識調査結果(抜粋)」 1人1枚
- 資料2「I Have A Dream!」 1人1枚 ● 資料3「同和問題のこと」 1人1枚
- 名札セット(名札用紙・名札) 1人1セット ● 付せん 1人10枚程度
- マーカー 1人1本 ● もぞう紙 各グループ 1枚 ● マグネット 数個
- バインダー 1人1枚 ● ホワイドボードと専用マーカー

プログラムの流れ

- | | | |
|-----|------------------|-----------------------------|
| 10分 | 1. 趣旨とルールの説明 | ● ねらいの説明など。 |
| 25分 | 2. 名札書きとチェックイン | ● 自己紹介とウォーミングアップ。 |
| 30分 | 3. 差別を私ごととしてとらえる | ● 忌避意識や差別意識を私ごととしてとらえる。 |
| 25分 | 4. 私が大切にする中心軸は？ | ● 差別解消に向けた自分のあり方やありたい姿を考える。 |

時間	詳細な手順	ポイント
スタート	<h2 style="color: #0070C0;">1 趣旨とルールの説明</h2> <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">10分</div> <p> 今日はワークショップ形式で学んでいきます。ワークショップというのは、講師が答えをもっているのではなく、参加者の皆さんがやりとりをしながら、考えを深めていく学び方です。</p> <p>人権というと、難しく思われる方も多かもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。正解があるわけではありません。みなさんには、ふだんの言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただければと思います。</p>	<div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">場のレイアウト</div> <p>[半円形]</p>  <p>※参加者が使う机は端の方へ置く。</p>

そのために、お願いがあります。この場では、「守秘」をルール(約束)としたいのです。守秘とは、ここで出された個人の経験や考えはこの場にとどめる(外に持ち出さない)ということです。

今日は、人権問題の中でも特に同和問題についての忌避意識や差別意識は、これまでの育ちの中での習慣などあたりまえとされているもの、メディアの影響、人からの伝聞など日常生活のさまざまな場面から個人の意識の中に価値観として培われることもあることを自覚して、その上で、無意識のうちに培われた価値観や偏見を差別的な態度につなげない方法や差別解消に向けた自分のあり方(ありたい姿)を考えてみたいと思います。

- 趣旨説明の際にプログラムのタイトルとねらいを拡大コピーして参加者の見える位置に掲示するか、ホワイトボードに板書して説明する。


10分
経過

2 名札書きとチェックイン

25分


名札書き3分、チェックイン5分、2人組で自己紹介7分
枕詞記入5分、枕詞を2人組で紹介5分

名札書き(呼ばれたい名前)

 はじめに、名札を書いてもらいたいと思います。名札には、このワークショップの中で呼ばれたい名前を書いてください。呼ばれたい名前なので、ご自身の名前でもいいですし、小さいころ呼ばれていたようなニックネーム、映画やマンガの登場人物などがあなたが呼ばれてうれしい名前でも自由に考えてもらってけっこうです。名札の上の3分の1ほどのスペースをあけておいてください。

- 名札用紙と名札を配付し、名前を書いてもらう。


チェックイン(あなたはなぜここへ?)

 次にチェックインという活動を行いたいと思います。チェックインは、ホテルなどでまずチェックインをするように、ここでは場に入っていく心の準備として行いたいと思います。

付せんを配りますので、「あなたがここへ来た理由」を書いてください。

- 付せんを1人1枚配付し、「ここへ来た理由」を書いてもらう。

2人組で自己紹介

 これから、ペアになって自己紹介をします。近くの方と2人組を作ってください。お知り合いの方と近くに座っている場合は、少し移動して、あまり知らない方と組んだ方がいろんな方とお知り合いになれるのでいいかもしれません。5分ほど時間をとりますので、お互いに名前とチェックインで書かれたことを話してください。

- 2人組を作り、自己紹介をしてもらう。

<記入例>


こうちゃん

- 見えやすいように大きな字で書いてもらう。


- 参加者数が奇数の場合は3人組を作り、時間を少し長めにとる。

25分
経過

まくらことば 枕詞(大切にしていること)

 少し、お話をして心がほぐれたかと思います。今度は、先ほどあけておいた名札の上3分の1の部分に枕詞を書いてもらいます。そこには、あなたを紹介する一言として、あなたが大切にしていること(価値観につながることを)書いてください。これは、自分自身のことを開示することになるので少し時間がかかると思います。

●枕詞を個人で書いてもらう。

 今度は、違うペアになって名前とチェックインに書いたこと、枕詞を紹介し合ってみてください。このことは人それぞれが大切にしていることなので否定せず尊重することを大切にしましょう。

●違う2人組で枕詞を紹介し合ってもらおう。

- すぐに浮かばないかもしれないので例を挙げる。人と関わる時に大切にしていることや座右の銘など。例)和、思ったら即行動!、相手の目を見て話を聴く、自分自身のルーツに関わることなど。

<名札の記入例>

思ったら即行動

こうちゃん


35分
経過

3 差別を私ごととしてとらえる

30分


説明と記入10分、2人組で共有5分、4人組で共有5分
資料の説明10分

説明と記入

 先ほど考えていただいたのは、みなさんの価値観につながる部分です。価値観や思想は、これまでの育ちの中での習慣などあたりまえとされているもの、メディアの影響、人からの伝聞など日常生活のさまざまな場面から無意識のうちに個人の価値観として培われることがあります。もちろん、価値観や思想を持つことは自由です。ただ、物事には二面性があるように、それが過度に偏ってしまうと一方を排除してしまうなどの危険性も持っています。


それでは、これから1つの例として、「家柄」や「土地」という具体的な価値観に関する具体的な事例をあげて考えていきたいと思います。

具体的な場面から考える

 シートでは「ある日、ネットに自分の住んでいるところが「同和地区」「被差別部落」だという書き込みがありました」という設定をしています。このようなことが実際にあった場合、あなたならどう考え、どう行動しますか?今から12通りの選択肢を提示しますので、当てはまる部分とその理由を書いてみてください。書いてみて感じたことは後で共有しますが、具体的に何を書いたかは見せ合いません。

●シートを1人1枚配付し、当てはまるものに丸をつけてもらう。その理由や感じたことも書いてもらう。(複数回答可)

2人組で共有

 先ほどの2人組で書いた内容を分かち合ってみてください。シートを見せ合ったり、何を選んだかを必ずしも言う必要はありません。感じたことを話し合ってください。

- 価値観や思想を持つことは自由だが、過度に偏ると危険な場合もあることを説明。

- 例えば⑩のような積極的なとらえ方もあるので、説明する時には、「困った事態に対応する」というニュアンスに偏りすぎないように注意する。

- シート末文に掲載されている削除依頼や窓口への相談方法を情報提供する。

- 参加者の中に同和地区に住んでいる人や、このような状況を現実に経験したことがある人がいる可能性を念頭においておくこと。

4人組で共有



では、次に別の2人組と一緒に4人組を作ってください。

今書いたり話し合ったりしたことについて、今度は4人グループで分かち合ってみてください。

- 意見交換が重要なので、必ずしも全体発表しなくてもよい。

55分
経過

資料の説明(土地差別や結婚に際しての忌避意識)



今からお配りする資料1「2010年(平成22年)人権問題に関する府民意識調査結果(抜粋)」をご覧ください。

●資料1を配付する。



先ほどのシートの設定は、近年の人権問題に関する意識調査から見えてきた課題とも関連しています。大阪府が2010年(平成22年)に行った調査によると、約55%の人が、住宅を選ぶ際に同和地区の地域内は「避けると思う」または「どちらかといえば避けると思う」と回答し、自分自身や自分の子どもの結婚の際には、約21%の人が結婚相手が「同和地区出身者かどうかを気にする」と回答しています。

また、同和地区や同和地区の人に対する差別意識が残っている理由については、多くの人は、「昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」と見えますが、刷り込まれたイメージや周りの意見などに影響されている人も一定数います。

マイノリティと結婚すると不利なことが起こるかもしれないという漠然とした不安感や部落差別の歴史、これまでの同和対策の経緯・内容と現在の同和問題の解決に向けた取り組みなどを知らないまま、同和地区や同和地区の人についてのうわさ(表面的、断片的で否定的な情報が多い)から判断されていることも多いのではないのでしょうか。

では、今、残っている課題に対して私たち一人ひとりは何ができるでしょうか。それを次に考えていきたいと思えます。

65分
経過

4 私が大切にしている中心軸は? ~We WishとI Will~

25分

説明とワークシート記入7分、付せんに記入3分、グループでの分かち合い5分、グループ発表5分、まとめ5分

時代軸で考える差別解消の取り組み説明とワークシート記入



私たちに何ができるかの手がかりとして、時代軸でこれまでの取り組み、差別が減った現実、今の課題について考えていきたいと思えます。

- ワークシート「人権タイムライン」、資料2「I Have A Dream!」、もぞう紙、マーカー、付せんに配付する。



ワークシートは、同和問題における時代ごとの状況や取り組みを紹介しています。私たちの社会をふり返ってみると、厳しい差別状況に対する当事者の立ち上がりや、行政による格差是正に向けた取り組みがあり、かつての同和地区の状況は、大幅に改善されました。しかし、忌避意識などにみられるような差別の状況は残っており、それを乗り越えようとする人々の営みは現在も続いています。

資料2はアメリカで黒人差別が今より厳しかった時代に公民権運動を行ったキング牧師の演説です。当時、彼の描いた「社会のあってほしい姿」は、まさしく「夢」でした。しかし、45年を経て、2008年(平成20年)にバラク・オバマさんが大統領に就任し、初の黒人大統領が誕生しました。この2つをつなげて考えてみると、長い時間をかけたさまざまな取り組みの中で、社会は変えていけるということを実感していただけるのではないのでしょうか。



時代軸に沿って課題解決に向けた取り組みやそれに伴う社会の変化を考えていただきましたが、次に差別の解消に向けて、ワークシートに「こんな社会にしたい」と「私はこうありたい」の枠に自分が思うことを記入してください。たとえば、社会軸として、行政が人権教育や啓発活動を積極的に行う、人権について学校でしっかり教える。自分軸として、当事者と実際に会ってみる、人権学習に積極的に参加する。などが考えられますが、思いつくものを書いてください。

●ワークシートに個人で記入してもらおう。

グループで共有



次に、その差別の解消に向けて、今どんなことが必要なのか、今自分にはどんなことができるのか、を社会軸と自分軸に分けて、それぞれ1枚の付せんにつき1項目を書けるだけ書いてみてください。

●付せんに個人で記入してもらおう。



次にその項目について、グループで分かち合ってください。まずもぞう紙にタイムラインの矢印を写してください。そのもぞう紙に先ほど書いた付せんを貼っていきながら分かち合いをしてください。

全体で共有

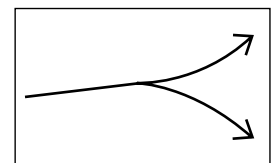


では、グループで考えたものを前に貼り出し、発表してください。

●グループで記入した紙をホワイトボードに貼り出し、発表してもらおう。

●ファシリテーター自身が差別解消に向けて必要だと思うことを自分の言葉で伝える。

<もぞう紙の例>



まとめ



先ほどの意識調査の結果とも関連しますが、漠然とした不安が忌避意識につながる場合があることを考えると、このような意識を解消するためには、正しい知識を持つことが重要といえるのではないのでしょうか。また、差別の解消に向けて積極的に活動している人と出会ったり、一緒に活動したりすることが、差別意識の解消につながったという事例もあることから、積極的に交流する機会を持つことも重要かもしれません。

今日は近代以降の時間軸で同和問題を考えていただきました。同和地区に対する差別意識が残っているという「今」だけをみると、差別がなくなることは難しいと思う方もおられるかもしれませんが、長い時間軸でみると、改善されてきたことも多くあるのです。

また、現在と未来を考えるためにも、同和問題の歴史や社会的な背景を学ぶことも大切です。歴史研究の積み重ねにより、これまでの「あたりまえ」が見直されるようなこともあります。これまで同和問題について学んでこられた方も、改めて学ぶ機会を持っていただきたいと思います。

参考までに、同和問題に関するこれまでの取り組みや現状、課題解決に向けた積極的な取り組みなどをまとめた資料をお配りします。ぜひご覧ください。

本日は参加していただき、ありがとうございました。

●資料3「同和問題のこと」を配付する。

• 例えば、「土農工商」ですが、江戸時代にはそういう身分のくくりや序列はなく、「すべての人たち」というような意味であったことがわかり、現在の教科書では使われていません（「農工商」については、「百姓」「町人」という名称で学習しています。）。また、以前はピラミッド型の図が示され、「えた」「ひにん」と呼ばれる厳しく差別されていた人々を土農工商の下に置く説明がなされていましたが、現在の歴史教科書にピラミッド型の図は全くありません。こういった被差別の人々については、「百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々いました」などと表現されています。

• ふりかえりを行う場合は、48ページのふりかえりシートを使ってもよい。

ある日、ネットに自分の住んでいるところが「同和地区」「被差別部落」だという書き込みがありました。

- ①しよせんウワサ。真偽も含め、一切気にしない。
- ②真偽にかかわらずこうした書き込み自体は不快。
- ③「ちがいます!」と反論する。
- ④ちがうと思うが、“誤解”されるのではないかと不安になる。
- ⑤住んでいる場所で差別するなど、ナンセンスだと思っているため、書き込みをした人の人格を疑う。
- ⑥ホントかウソか確かめるために、もっと検索してみる。
- ⑦他の人がどんなことをコメントするのか、毎日チェックしてみる。
- ⑧家族、知人に相談する。
- ⑨人権相談の窓口相談する。
- ⑩とりあえず削除依頼をする。
- ⑪同和地区出身であったとしても、そのことを誇りうることだと思つため気にしない。
- ⑫その他()

インターネットの書き込みへの対応

表現の自由や通信の秘密の観点から、なかなか規制できないという現状がありますが、悪質な書き込みについては、いくつかの対応が可能です。

○プロバイダに対する削除要請、発信者情報の開示請求

○法務省の人権擁護機関や最寄りの市町村の人権相談窓口への相談 など

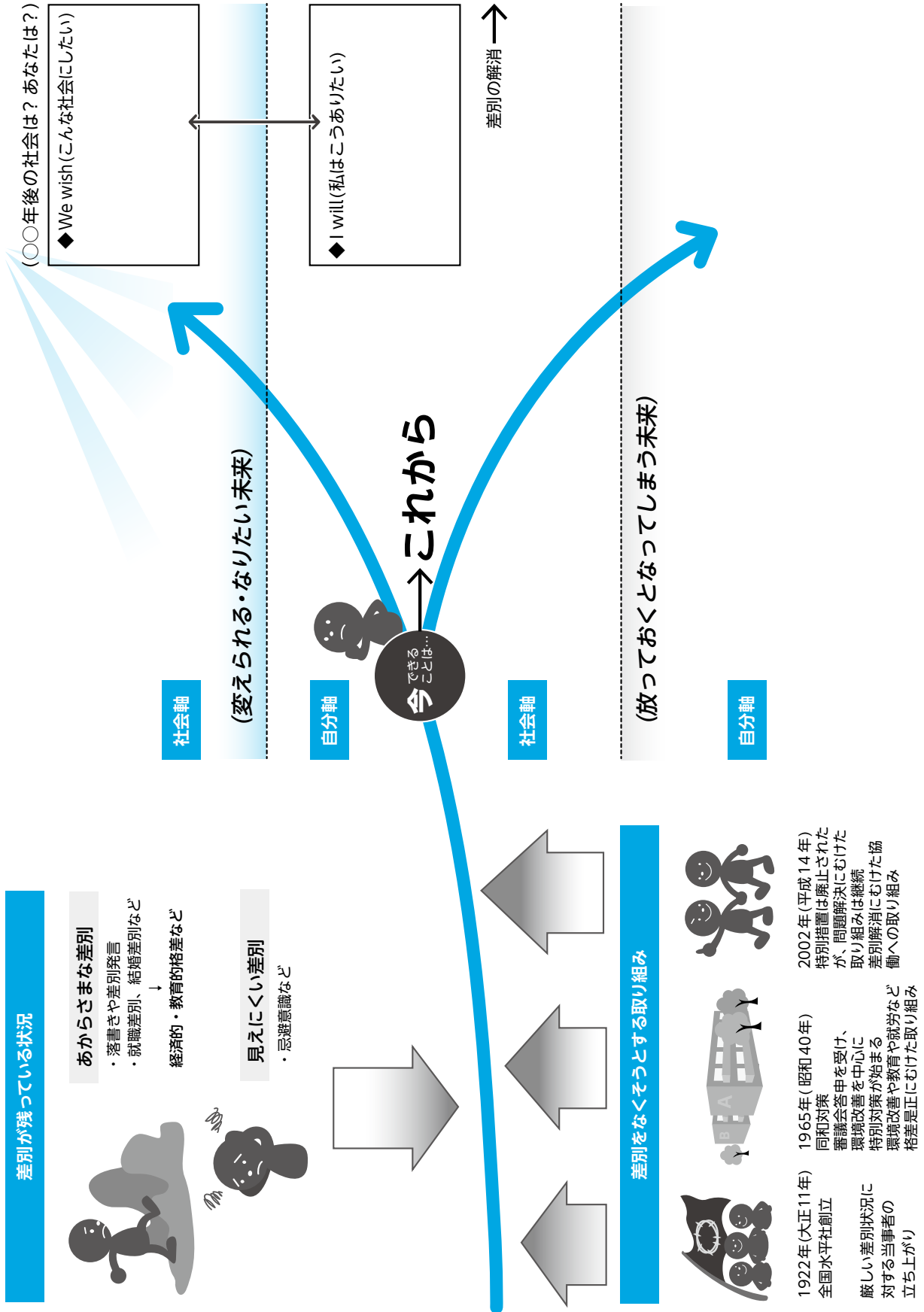
※詳しい内容については大阪府人権室のホームページに掲載されています。

<http://www.pref.osaka.jp/jinken/talk/sakujyo.html>

※人格を傷つけるなどの悪質な差別書き込みや差別を助長するような書き込みを発見された場合は、大阪府へ情報提供してください。

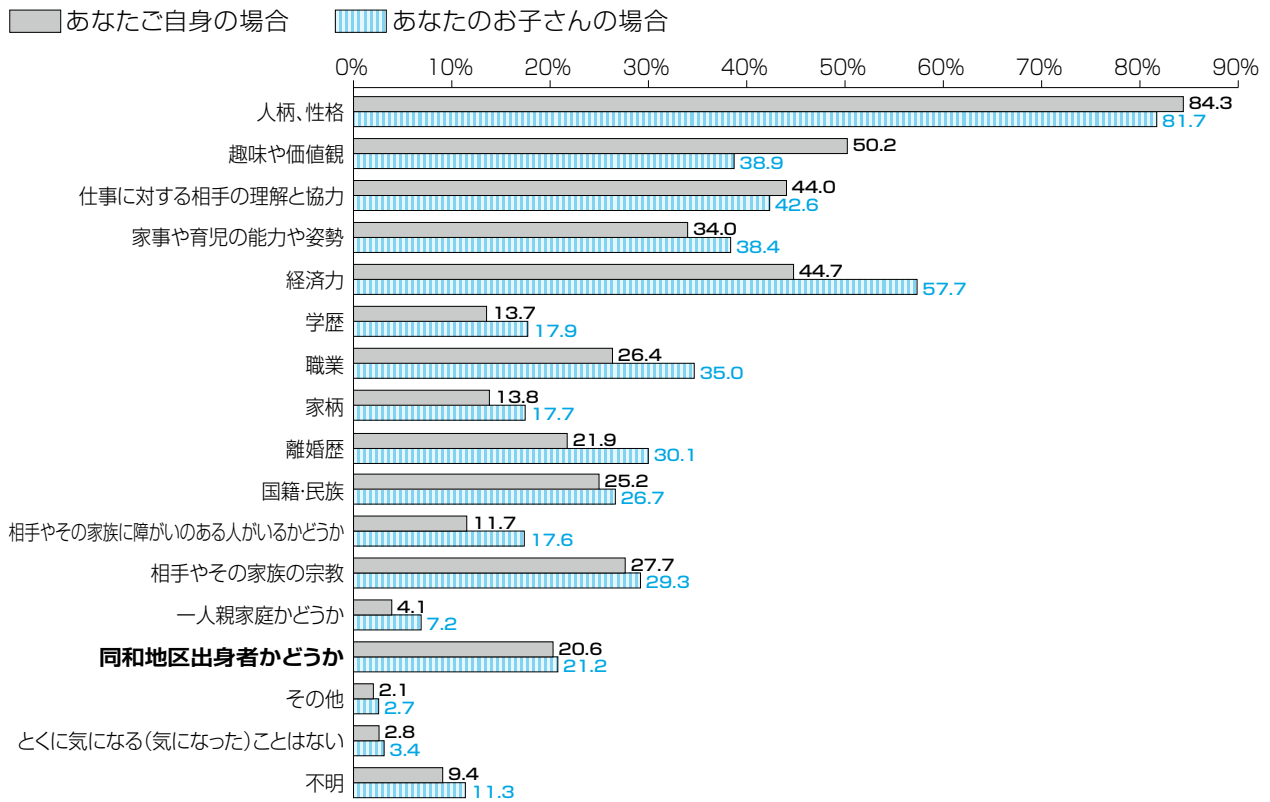
<http://www.pref.osaka.jp/jinken/internet/itsabetu.html>

ワークシート「人権タイムライン」

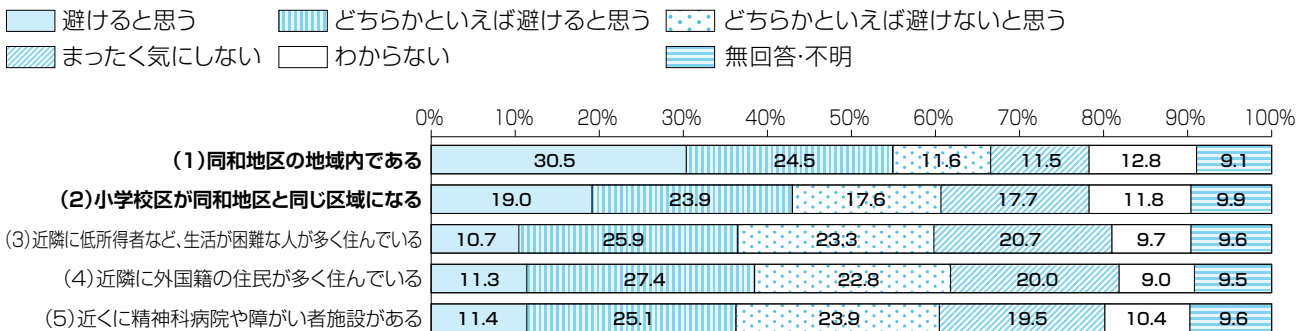


資料1 2010年(平成22年)人権問題に関する府民意識調査結果(抜粋)

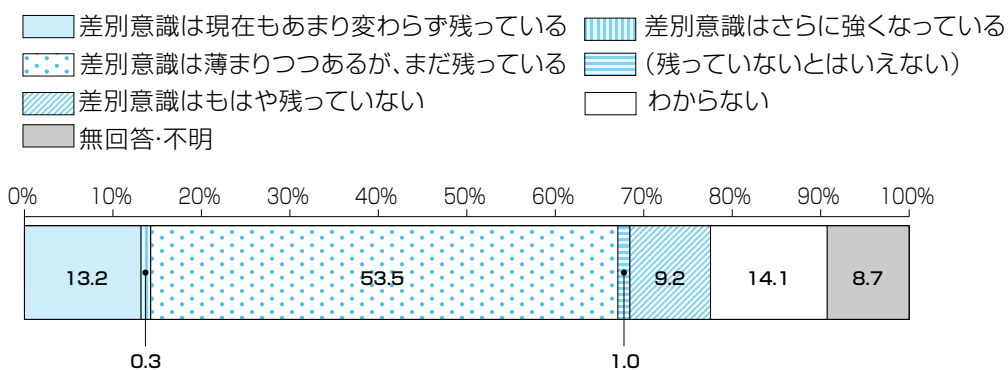
1. 自分自身や自分の子どもの結婚という具体的な事象にあたり、相手の気になること(なったこと)について聞きました。



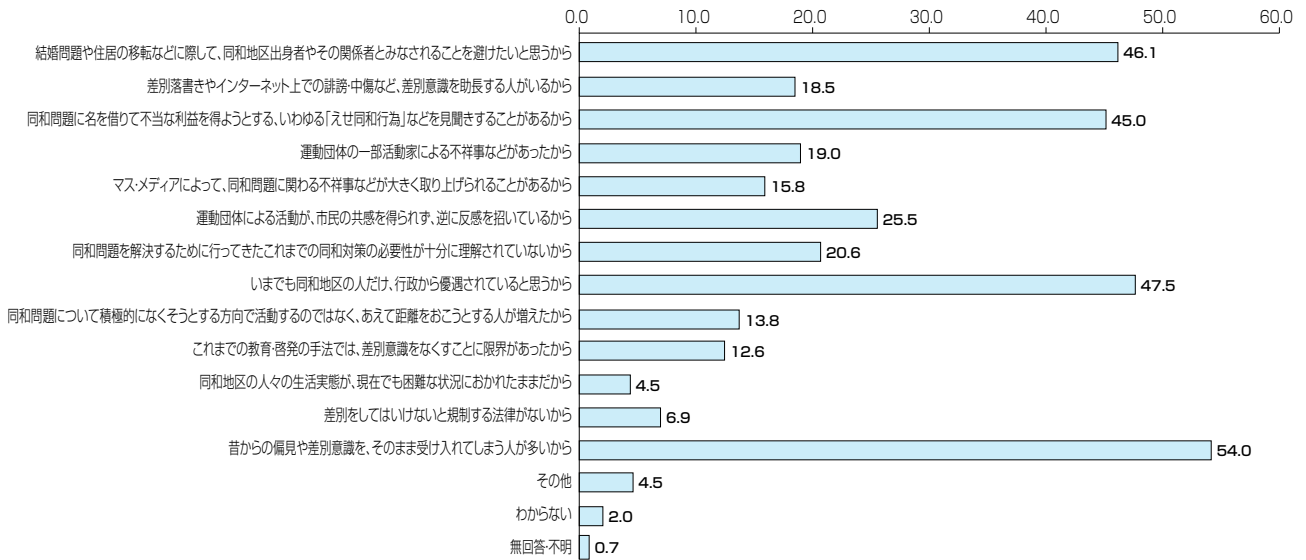
2. 住宅の購入という具体的な事象にあたり、次のような条件の住宅を「避けると思う」から「まったく気にしない」の4段階と「わからない」で聞きました。



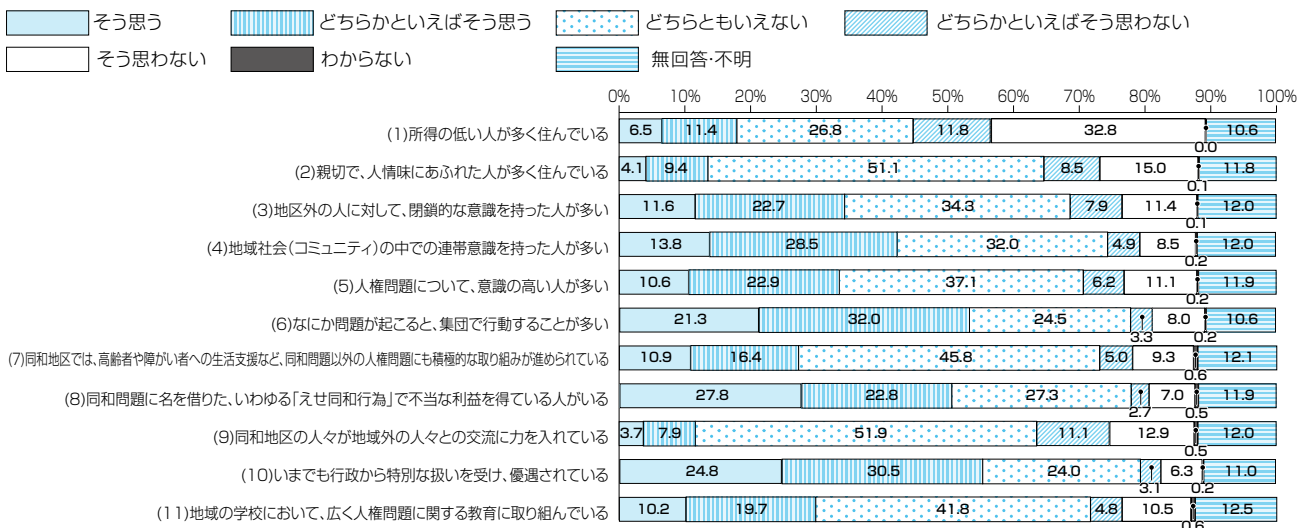
3. 同和地区や同和地区の人に対する差別意識が、いまでも残っていると思うかどうか聞きました。



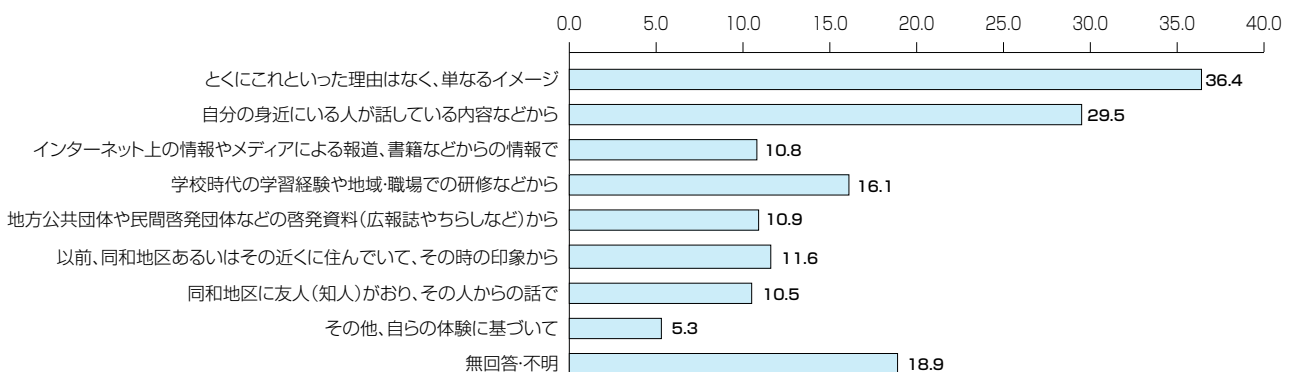
4. 同和地区が「残っている」と回答した方に対し、同和問題に関する差別意識がなくなる理由について聞きました。



5. 同和地区に対するイメージについて、「そう思う」から「そう思わない」の5段階と「わからない」で聞きました。



6. 同和地区に対するイメージを持った理由について聞きました。



※詳細は、大阪府のウェブサイトで公開されている。
 基本編 http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki22_index.html

— I Have A Dream! — 私には夢がある!

August 28, 1963 1963年8月28日

I have a dream that one day on the red hills of Georgia, the sons of former slaves and the sons of former slave owners will be able to sit down together at the table of brotherhood.

I have a dream that one day even the state of Mississippi, a state sweltering with the heat of injustice, sweltering with the heat of oppression, will be transformed into an oasis of freedom and justice.

I have a dream that my four little children will one day live in a nation where they will not be judged by the color of their skin but by the content of their character.

I have a dream today!

I have a dream that one day, down in Alabama, with its vicious racists, with its governor having his lips dripping with the words of "interposition" and "nullification" -- one day right there in Alabama little black boys and black girls will be able to join hands with little white boys and white girls as sisters and brothers.

I have a dream today!

「私には夢がある。それは、いつの日か、ジョージア州の赤土の丘で、かつての奴隷の息子たちとかつての奴隷所有者の息子たちが、兄弟として同じテーブルにつくという夢である。

私には夢がある。それは、いつの日か、不正と抑圧の炎熱で焼けつくばかりのミシシッピ州でさえ、自由と正義のオアシスに変身するという夢である。

私には夢がある。それは、いつの日か、私の4人の幼い子どもたちが、肌の色によってではなく、人格そのものによって評価される国に住むという夢である。

今日、私には夢がある。

私には夢がある。それは、邪悪な人種差別主義者たちのいる、州権優位や連邦法実施拒否を主張する州知事のいるアラバマ州でさえも、いつの日か、そのアラバマでさえ、黒人の少年少女が白人の少年少女と兄弟姉妹として手をつなげるようになるという夢である。

今日、私には夢がある。」

引用: About the USA <http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-majordocs-king.html>

*アメリカで人種差別撤廃を訴え活動したアフリカ系アメリカ人のキング牧師の演説の一節。当時、人種差別撤廃に向け1963年(昭和38年)に訴えた「夢」。

資料3 同和問題のこと

同和問題とこれまでの取り組み

明治時代になって、封建社会の身分制度は廃止されました。しかし、武士、農民、町人とは別の身分とされていた人たちが居住した地域の出身・在住であることだけを理由に、現在でも嫌われたり、避けられたりする問題が続いています。これが同和問題で、日本だけにある人権問題です。

身分制度が廃止されたとき、十分な対策がとられなかったため、その後も差別意識が残されました。

1965(昭和40)年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。

この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、地域の住宅や道路など著しく劣っていた生活環境を改善する事業等が、1969(昭和44)年から2002(平成14)年までの33年間にわたり実施されてきた結果、かつての同和地区の状況は大幅に改善されました。

同和問題の現状

2010(平成22)年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」によると、同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今も残っているかどうかについて、53.5%の人が「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」と考えており、「差別意識はいまもあまり変わらず残っている」、「差別意識はさらに強くなっている」とあわせると、67.0%の人が差別意識はいまも残っていると考えています。

また、住宅を選ぶ際に、避けられると思うまたはどちらかといえば避けられると思うと回答した人は、「同和地区の地域内」が55.0%、「小学校区が同和地区と同じ区域内」が42.9%となるなど、差別意識の解消が十分に進んでいないことも明らかになりました。

同和問題を解決するためには、わたしたち一人ひとりが自分自身の問題として考えていくこと、すなわち、まわりに合わせて自らの態度を決めるのではなく、同和問題を十分理解し、生まれた場所や住んでいる場所を理由にした差別を許さないという考えを、自らの行動に結び付けていくことが必要です。

大阪府では

財政上の特別措置を講じるための法律が失効した2002(平成14)年度からは、2001(平成13)年の大阪府同和対策審議会答申に基づき、「部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざして、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図る」ことを基本目標とし、特別措置としての同和対策事業は終了し、一般施策により同和問題の解決に取り組むとともに、2008(平成20)年の大阪府同和問題解決推進審議会の提言を踏まえ、府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた効果的な取り組みを推進しているところです。

部落差別調査の規制

1975(昭和50)年以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの身元調査用に興信所で使用されたり、就職者の身元調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題になりました。

これを契機に、大阪府では、1985(昭和60)年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を定め、興信所・探偵社業者に對して法的規制を行うこととなりました。

この条例は、同和地区に居住していることや過去に居住していたことなどを理由として結婚に反対したり、婚約を破棄したりする結婚差別や採用試験において不利な取扱いをしたり、採用しなかったりする就職差別等の発生を防止し、府民の基本的人権の擁護に資することを目的としています。条例では、

- 府民は、部落差別を引き起こすおそれのある調査の依頼等をしない
- 興信所・探偵社業者は、部落差別につながる調査や報告等を行わない
- 大阪府は、国・市町村と協力して、条例の目的達成のために必要な啓発をする

と、府民、興信所・探偵社業者及び大阪府それぞれの役割を定めています。

しかしながら、2007(平成19)年、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査・報告している事実が判明しました。このような差別につながる土地調査を防止するため、これまでの興信所・探偵社業者に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象とし、2011(平成23)年に条例を一部改正しました(同年10月1日施行)。

- 「土地調査等(府の区域内の土地の取引に関連して自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告)」を行う者は部落差別につながる土地調査や報告等を行わない

などの規定を追加し、違反した場合は、知事が勧告や事実の公表ができることとしています。

戸籍謄本等不正入手・身元調査事件への対応

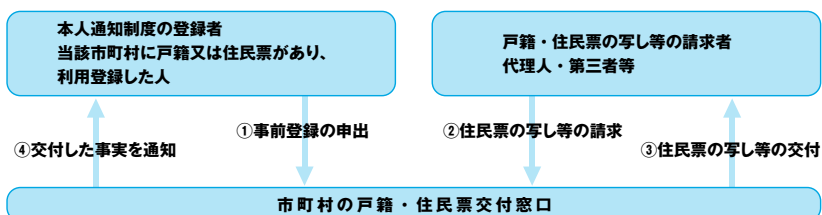
2005(平成17)年以降、戸籍謄本等の不正入手事件が次々と明らかになりました。また、部落地名総鑑が大阪市内の興信所において発見されるなど、不正入手された戸籍謄本等が差別身元調査に使用されているのではないかと危惧されるような状況が生じています。

大阪府では、こうした状況を踏まえ、2006(平成18)年3月に「大阪府戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」を設置し、事件の真相究明並びに再発防止策等の取組みを行っています。

また、2009(平成21)年度より戸籍謄本等を第三者が取得した場合に、事前登録した本人に交付事実を通知する本人通知制度の導入が府内市町村で進んでおり、2012(平成24)年8月末日現在、府内36市町村で導入されています。

この制度の導入により、委任状の偽造などによる住民票等の不正取得の早期発見につながり、個人情報不正利用防止や事実関係の究明の一助になります。また、本人に交付事実を通知することで不正請求が発覚する可能性があるため、不正請求自体を抑止する効果も期待されます。

■ 本人通知制度の主な流れ



ねらい ▶▶

- いわゆる「寝た子を起こすな」論では、差別は解消しないことを知る。
- 他者への共感や想像力をもつためにも、社会の現実についての正しい知識と理解が必要であることを理解する。
- 「知らなければよかった」ではなく、知っていることでよりゆたかにつながろうとするあり方をめざす。

キーワード

「寝た子を起こすな」論、共感と想像力、ゆたかにつながるあり方

準備物

- ワークシート①「統計ラインアップ」1人1枚
- ワークシート②「寝た子を起こすな」? 「知らぬが仏」? グループに1枚*A3に拡大して使用
- ワークシート③「よりゆたかに会うために」1人1枚
- A4サイズの紙に0%から100%まで10%きざみに数字を書いたもの
- マーカー1人1本 ●セロテープ ●ホワイトボードと専用マーカー(黒板も可)

プログラムの流れ

5分	1. 趣旨とルールの説明	●ねらいの説明など。
25分	2. 統計ラインアップ	●「2010年(平成22年)人権問題に関する府民意識調査」のデータから差別意識の現状を知る。
30分	3. 「寝た子を起こすな」? 「知らぬが仏」?	●「知る」か「知らない」かが差別の現実にとどのように影響するかを考える。
15分	4. 「そっとしておく」ってどういうこと?	●「そっとしておく」が意味することについて整理する。
15分	5. よりゆたかに会うために	●よりよい出会いをするために自分にできることを考える。

時間

詳細な手順

ポイント

スタート

1 趣旨とルールの説明

5分

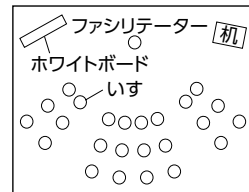


今日はワークショップ形式で学んでいきます。ワークショップというのは、講師が答えを持っているのではなく、この場にいるみんなでやりとりしながら、考えを深めていく学び方です。

人権というと、難しく思われる方も多いかもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。正解があるわけではありません。みなさんには、ふだんの言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただければと思います。

会場設営の例

[半円形]



※会場の形は、アクティビティによって変えやすいよう、机なし、イスのみで設営しておく。机は後で使うときに出しやすいよう、横に置いておくとうい。

そのために、3つ、お願いがあります。この場では、「協力・尊重・守秘」をルール(約束)としたいのです。

●「協力」「尊重」「守秘」と板書する。



「協力」とは、お互いに学ぶために協力しましょう、ということ。「尊重」

とは、それぞれのあり方や意見・思いを尊重しましょう、ということ。「守秘」とは、ここで出された個人の経験や考えはこの場にとどめる(外に持ち出さない)、ということ

です。
みなさん、人権について、「相手の立場に立って考えよう」「思いやりの心をもとう」というフレーズにふれたことがあると思います。一方、講演会などで差別の現実が語られると、「知ったことでかえってかまえてしまう」といった感想が時折あります。想像力や思いやりの心と、現実を知ることは、どういう関係にあるのか、今日は考えていきたいと思います。

5分
経過

2 統計ラインアップ

25分

説明と設営3分、クイズ実施15分、グループわけと感想7分

●「0%」「10%」…「90%」「100%」と書いた紙を貼ったイスを、1列に並べる。

統計ラインアップ



ウォーミングアップに、数字のクイズをします。今から、2010年(平成22年)に大阪府が行った「人権問題に関する府民意識調査」の結果について、予想した数字のところへ移動してみてください。テストではありませんので、気楽にやっていたいでけっこうです。

●ワークシート①の問題を読み上げ、参加者が移動してから結果を紹介する。

●すべての問いが終わった後に、ワークシート①を1人1枚配付する。

グループに分かれて感想の共有



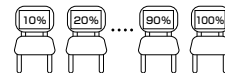
では、4人程度のグループに分かれて、やってみた感想を話し合ってみてください。意外だった数字はあるでしょうか。

どんな感想が出たか、全体にも共有してください。



人権について、人々がどう思っているのか、「意識調査」から見える現実を知っていただきました。人権について話し合うときには、「～だろう」「～に違いなし」といったイメージではなく、今の意識の実際のことを知っておくことも大切です。

• イスの数に余裕がなければ、机や壁に紙を貼る、板書する、などでもよい。



• 時間があれば、すぐに結果を紹介するのでなく、なぜその数字を予想したかをインタビューしながら進めてもよい。


• 実施にあたっては、ワークシート①の注にあるウェブサイトか報告書冊子を参照して、元データを確認しておくことよりよい。


3 「寝た子を起こすな」？「知らぬが仏」？

30分

説明5分、ワークシート記入10分、全体共有10分、コメント5分


グループでワークシート記入

 先ほどの「統計ラインアップ」の最後の設問にあった、「そっとしておけば差別はなくなる」という考え方を「寝た子を起こすな」論と言います。意識調査の結果によると、同和問題に関しては約3分の1の人が「知らせない方がいい」という考え方を支持しているのです。一方で、現実には差別はありますし、「差別意識が残っている」と思っている人も7割近くいます。そうした現実もふまえたうえで、同和問題について、知らせる場合と知らせない場合とで、どのようなことが起きるかを考えてみましょう。


 タテ軸に「知る・知らせる」「知らない・知らせない」、横軸に現状を「よりよくする（改善する）」「よりよくしない（悪化させる）」、という2つの軸をとり、それぞれに起こるかもしれないことを想像して書いてみます。差別のある現状が、どのようになっていくか、「知ることによってよくなる」「知らずにいることによってよくなる」「知ったことで今よりも悪くなる」「知らないために問題が起きる」の、それぞれについて、できるだけ具体的に考えてみましょう。

●ワークシート②とマーカーを配り、書き方を板書し、説明する。グループで話し合いながら書き込んでもらう。

全体で共有

 書いてみて、気づいたこと・発見したことを、全体で共有しましょう。

コメント

 同和問題について、「知らせない方がいい」「そっとしておけば差別はなくなる」、と考える人は、ワークシート②の右下を想定していると考えられます。「寝た子を起こすな」というのは、「せっかとおさまっているものを、余計なことをして問題を起こさないほうがいい」という意味ですが、同和問題については、差別の現状は「おさまっている」とはいえません。そして、知ったことで問題が起きるとしたら、どんな問題が起きるのでしょうか？

また、ワークシート②の左下には、知らないうちに当事者を傷つけてしまう、といったことがあるかと思いますが、これは、「知らぬが仏」とでもいえるでしょうか。このことわざは、「事実や真相を知らなければ、平穏でいられるということの譬え。また、実態やことの重要性を知らずにのほほんとしている人を嘲笑することば」だそうです。同和問題は、私たちの暮らす社会に現にある問題です。知らず知らずのうちに、誰かを傷つけたり差別に荷担したりすることを望む人はいないでしょう。

このようなことは、同和問題だけではなく、他の人権課題にもあてはまるといえます。知らなかったら傷つけたり差別したりせずにいられるわけではないのです。

<意見の例>

	知る・知らせる	よりよくする(改善する)
よりよくしない(悪化させる)	知ったことで差別してしまう	差別解消にむけてとくむ
	知らないうちに当事者を傷つけてしまう	何も意識しないので、差別的なことをしない
	知らない・知らせない	

- 意識調査の結果をふまえ、「現状として、まだ差別意識がある」ことを前提に話し合いをすることに留意する。
- ワークシートに書き込む際には、個人の間関係の中で起こること、社会的な状況として起こることのいずれについての意見でもかまわない。いろんな角度から考えてみるようにうながす。

4 「そっとしておく」ってどういうこと?

15分

説明3分、ペアでの話し合い3分、全体共有6分、コメント3分

ペアで話し合い



もう少し、「そっとしておく」について考えてみましょう。

「そっとしておく」というのは、やさしさや配慮のあらわれであるようにも思えます。

とはいえ、何もしないことではなく、「知っている人」が「知らせようとしないうこと」であり、「知らない人」が「知ろうとしないうこと」である、ともいえます。それは、あえていうなら、「タブー視する/なかったことにする」ことにもつながります。

では、やさしさや配慮で「そっとしておく」ことと、「タブー視する/なかったことにする」の間には、どんな違いがあるのでしょうか。

たとえば、ある職場でセクハラが起こったとします。そのことを知った人は、当事者、とくに被害者の心情を思いやってそっとしておこうとします。それが当事者にとって「配慮」や「プライバシーの尊重」につながる場合と、単に「なかったこと」にされたと感じられる場合とは、どのような違いがあるのでしょうか。対比させて考えてみましょう。

ペアで少し話していただき、全体で共有しようと思います。

全体で共有

- 右図の対比表を板書する。ペアで話し合う時間を3分程度とり、発表してもらったものを板書しながら全体で共有する。

コメント



相手を傷つけないために、事態をより悪化させないために「そっとしておく」ためには、まずは、その事実についてきちんと知っておくことが必要です。でなければ、知らないために誰かを傷つけたり、知らぬままに問題に荷担してしまったりする可能性があります。知ろうとしないうことを「そっとしておく」ということは、「見て見ぬふりをする」「なかったことにしようとしている」といわれてもやむをえない態度だといえるのではないのでしょうか。

- セクハラの場合、同和問題の例に限らず、一般的に「そっとしておく」ことが、配慮・尊重につながる場合と、タブー視や、なかったこと扱いにつながる場合について、意見を出してもらおうとよい。

<対比表>

そっとしておくが…	
配慮・尊重につながる	タブー視する・なかったことにする

5 よりゆたかに出会うために

15分

説明3分、ワークシート記入5分、ペアでの分かち合い5分、コメント2分



ここまで、「知らない」「知ろうとしないうこと」のあやうさについて考えてきました。最後に、知ることの積極的な面について考えてみましょう。

ほとんどの人は、同和問題を知ったからといって、ワークシート②の左上のように差別をするようになるわけではないと思います。とはいえ、右上のように、知ったことで現状をよりよくすることにつなげるのは自分には難しい、と感じている人も多いのかもしれませんが。

身近で具体的なことで考えてみましょう。

今日この研修で、みなさんはすでにある程度「同和問題を知っている」わけでは、そのことを周囲の人との出会いや関わりにどのように生かすことができるでしょうか。あなたの周りには、話題にしていないから知らないだけで、もしかすると同和問題をよく知らずに差別的な意識を持っている人がいるかもしれません。また、同和地区出身者がいるかもしれません。これまで話し合ったことをふまえて、日常の会話や人との関わりにおいて、これからどんな態度や行動をとろうと思うか考えてみてください。

「やめたいこと」「変えたいこと」「はじめたいこと」の3つのアプローチと、「意識の中で心がけとして」「具体的な態度や行動として」という2つの切り口で考えてみましょう。

個人でワークシートに記入

●ワークシート③を配り、個人で記入してもらおう。

ペアで共有



書いたものを、ペアで分かち合ってください。

コメント



本来、人と人が出会い、関係を深めようとするならば、お互いをより知ろうとすることはあたりまえのことです。同和問題やさまざまな人権問題について知ることは、ときに悲しい、厳しい現実を知ることであるため、気が重く感じることもあるかもしれませんが、けれど、よりゆたかに出会っていくためにこそ、積極的に知る姿勢を持っていただきたいと思います。

• 6つのマスの全部に記入しなくてもよい。小さなことでもいいので、思いついたことを書くよう、うながす。

• 発表してもらわなくてもよい。

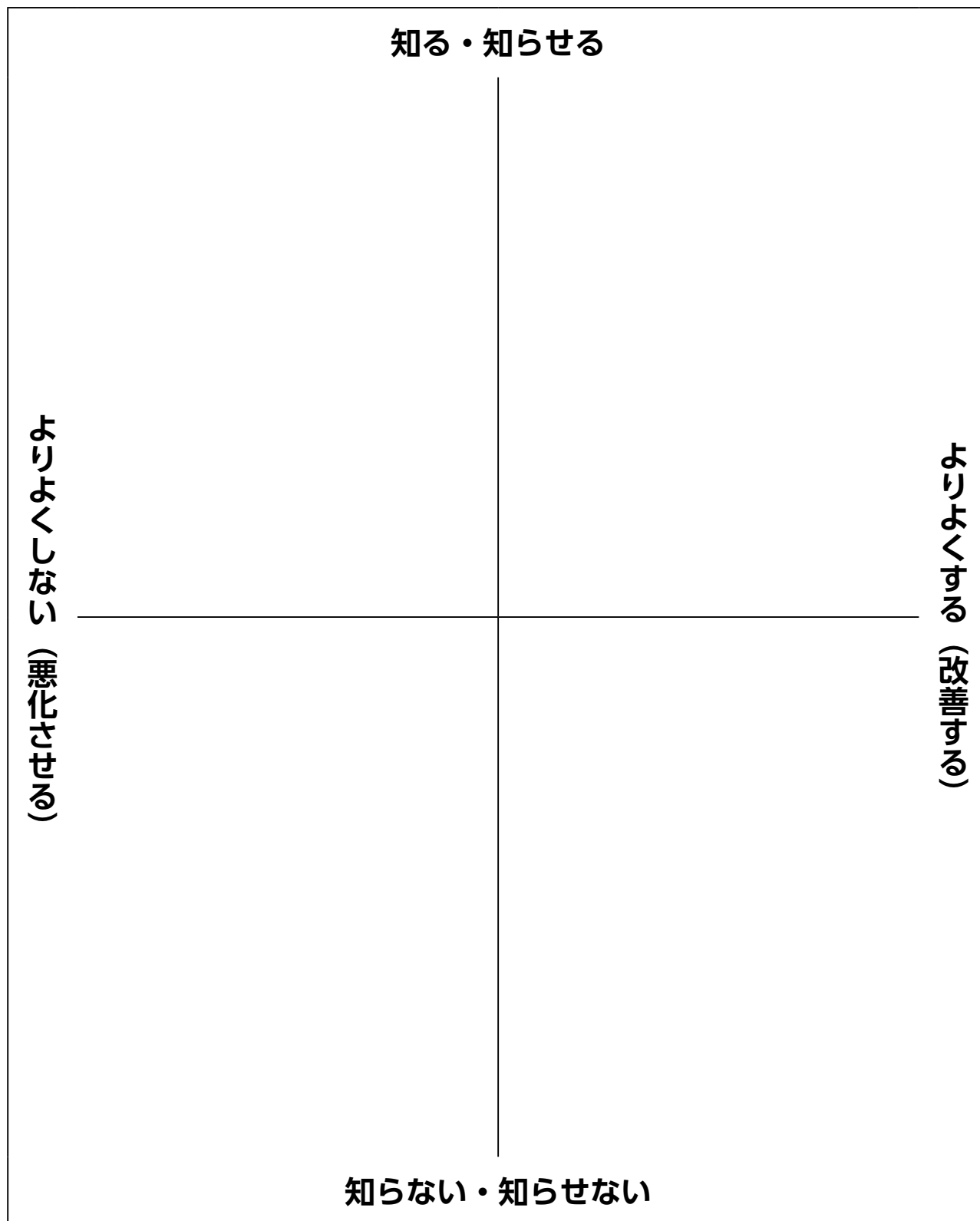
ワークシート① 統計ラインアップ

「人権問題に関する府民意識調査(2010年)」では、どのような結果だったでしょう?

- ①「差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **81.2%**
一般的に「差別」というものについて、どのような考えをもっているか、いろいろな考えを提示して尋ねた問のなかの項目。「そう思う」は48.1%、「どちらかといえばそう思う」(33.1%)も合わせると8割をこえる。
- ②「差別は世の中に必要なこともある」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **25.6%**
①と同じ問のなかの項目。「そう思う」7.0%、「どちらかといえばそう思う」18.6%。「そう思わない」は40.2%、「どちらかといえばそう思わない」は17.2%で、合わせると、57.4%になる。
- ③「差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **60.7%**
①と同じ問のなかの項目。「そう思う」29.0%、「どちらかといえばそう思う」31.7%。過半数の人が差別される側の人の努力を求めていることになる。
- ④「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **67.0%**
①と同じ問のなかの項目。「そう思う」32.7%、「どちらかといえばそう思う」34.3%。
- ⑤「差別される人の話をきちんと聴く必要がある」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **82.8%**
①と同じ問のなかの項目。「そう思う」52.2%、「どちらかといえばそう思う」30.7%。
%は四捨五入しているため、個々の比率の数値と合計が一致しない。
- ⑥「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **73.5%**
①と同じ問のなかの項目。「そう思う」41.4%、「どちらかといえばそう思う」32.1%。
- ⑦「人権問題についての学習を経験したことがない」と答えた人 …………… **17.1%**
学校、職場、地域で人権問題についての学習経験を尋ねた問の回答(複数回答可)。世代別に見ると、20歳代で1.7%、30歳代で0.9%ときわめて少なく、60歳代では27.4%、70歳以上29.2%となっている。人権学習を受けたと回答している人は、小学校・中学校がそれぞれ3割弱(20歳代・30歳代では、5~7割)。
- ⑧「同和地区や同和地区の人に対する差別意識は、もはや残っていない」と答えた人 …………… **9.2%**
同和問題に関する意識の現状を尋ねた問の回答。「差別意識は現在もあまり変わらず残っている」が13.2%、「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」が53.5%。また、「わからない」が14.1%ある。
- ⑨「同和地区に対するイメージとして「今でも行政から特別な扱いを受け、優遇されている」に
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人 …………… **55.4%**
同和地区に対するイメージを尋ねた問のなかの項目。実際には、2002年(平成14年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」は失効し、同和地区・同和地区出身者に対象を限定した特別対策は終了しているが、過半数の人が誤ったイメージをもっている。
- ⑩「同和問題を解決するために、「同和問題や差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい(自然に差別はなくなる)」という対応が「非常に効果的」「やや効果的」と答えた人 …………… **34.8%**
同和問題を解決するための施策や対応をあげて効果的と思うかを尋ねた問のなかの項目。「効果的ではない」「あまり効果的でない」と答えた人も、34.8%ある。

※調査結果の詳細は、大阪府のウェブサイトで公開されている。①~⑥は問2、⑦は問8、⑧は問13、⑨は問14、⑩は問20を参照。
基本編 http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki22_index.html
分析編 http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/ishiki23_index.html

「寝た子を起こすな」? 「知らぬが仏」?



※A3に拡大して使ってください。

よりゆたかに出会うために

	意識の中で心がけとして	具体的な態度や行動として
やめたいこと		
変えたいこと		
はじめたいこと		

問題があるなら、解決のために行動しない限り、あなた自身が問題の一部となってしまうのです。

■ 人権学習シリーズの紹介

人権学習シリーズvol.1～vol.8及び入門ガイドは、人権について学び、考えるための教材として、下記の通り刊行されています。本人権学習シリーズvol.9と併せてご活用ください。



人権学習シリーズvol.1
『結婚?幸せ』



人権学習シリーズvol.2
『働く』



人権学習シリーズvol.3
『暮らす』



人権学習シリーズvol.4
『ちがいのとびら-多様性と受容-』



人権学習シリーズvol.5
『ぶつかる力 ひきあう力-対立と解決-』



人権学習シリーズvol.6
『同じをこえて-差別と平等-』



人権学習シリーズvol.7
『みえない力-つくりかえる構造-』



人権学習シリーズvol.8
『わたしを生きる-アイデンティティと尊厳-』



人権学習シリーズ入門ガイド
『初めてのファシリテーター』

■ 教材作成委員

大森 順子

(社団法人子ども情報研究センター)

岡本 工介

(環境教育事務所「COT」)

栗本 敦子

(Facilitator's LABO(えふらぼ))

事務局 財団法人大阪府人権協会

発行日 2013年3月発行
編集 財団法人大阪府人権協会
〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614
URL <http://www.jinken-osaka.jp/>
E-mail info@jinken-osaka.jp

発行 大阪府府民文化部人権室
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎38階
TEL 06-6210-9281 FAX 06-6210-9286
URL <http://www.pref.osaka.jp/jinken/>



編集 ● 財団法人大阪府人権協会

発行 ● 大阪府府民文化部人権室